

復興フォローアップ委員会（第1回）次第

日 時：平成19年6月17日（日）10:00～11:30

場 所：ラッセホール リリーの間

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

（協議事項）

平成19年度の復興フォローアップについて

（報告事項）

高齢者自立支援・まちのにぎわいづくり重点事業の取組状況について

4 閉 会

配布資料

- | | |
|------|-------------------------------|
| 資料 1 | 平成19年度の復興フォローアップについて |
| 資料 2 | 高齢者自立支援・まちのにぎわいづくり重点事業の取組状況 |
| 参考 1 | 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の取組状況 |
| 参考 2 | 高齢者自立支援・まちのにぎわいづくり推進プログラム2007 |
| 参考 3 | 阪神・淡路大震災の復旧・復興の状況について |
| 参考 4 | 復興フォローアップ委員会設置要綱 |
| | 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策 |
| | 阪神・淡路大震災復興10年総括検証・提言報告の概要 |

平成19年度復興フォローアップ委員会委員名簿

フォローアップ委員会（本委員会）

氏名	所属・職
磯辺 康子	神戸新聞社編集委員
市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
梶本 日出夫	神戸市副市長
加藤 恵正	兵庫県立大学教授
角野 幸博	関西学院大学教授
河野 昌弘	西宮市副市長
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
立木 茂雄	同志社大学教授
地主 敏樹	神戸大学大学院教授
野崎 隆一	神戸まちづくり研究所理事
牧 紀男	京都大学防災研究所准教授
松原 一郎	関西大学教授
室崎 益輝	総務省消防庁消防研究センター所長
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員

高齢者自立支援専門委員会

氏名	所属・職
市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
河合 由紀子	わ・輪・Wa 尼崎代表
神崎 初美	兵庫県立大学地域ケア開発研究所准教授
佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局次長
立木 茂雄	同志社大学教授
谷澤 義弘	兵庫県医師会常任理事
松原 一郎	関西大学教授
室崎 千重子	県立福祉のまちづくり工学研究所特別研究員
山添 令子	コープこうべ生活文化・福祉部統括部長

まちのにぎわいづくり専門委員会

氏名	所属・職
東 朋治	(株)神戸ながたティ・エム・オー総括マネージャー
大西 研	西宮商工会議所事務局長
加藤 恵正	兵庫県立大学教授
角野 幸博	関西学院大学教授
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
濱田 恵三	ジア・デザイン神戸所長
樋口 信子	樋口都市設計代表
古川 潤	(株)ラジオ関西代表取締役社長
森崎 清登	近畿タクシー(株)代表取締役社長

顧問

氏名	所属・職
新野幸次郎	神戸都市問題研究所理事長
野尻 武敏	ひょうご震災記念21世紀研究機構会長

平成 19 年度の復興フォローアップについて

1 19 年度の推進方針

「元気な兵庫」の基盤となる「安全・安心な兵庫」を確立していくため、復興フォローアップについても、震災後 15 年が経過する 21 年度までの 3 か年において、その礎となる創造的復興を確実にするとともに、震災の教訓を県政と県民生活に定着させる。

(1) 3 か年推進方策のフォローアップ

そのため、新たなステージの 1 年目として、

復興成果の高齢・成熟社会対策や防災・減災対策など全県施策への継承・発展
高齢者の自立支援など被災地固有の課題解決の加速を図るべく、

本年 2 月に策定した復興の成果を県政に生かす 3 か年推進方策、71 課題に取り組む。

ア 大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくり

- 震災の経験と教訓の継承・発信

28 項目

取組方向(例)

24時間監視・即応体制の確立とひょうご防災戦略プログラムの策定・推進
災害時要援護者をはじめとした県民への緊急情報提供体制の構築
防災力強化県民運動による地域ぐるみの市民防災、家庭での災害への備えの充実
住宅再建共済の普及、生活再建支援法の充実による公助・共助一体の住宅再建支援
耐震診断・耐震改修支援による住宅耐震化の推進 など

イ 高齢社会・成熟社会を支える仕組みづくり

- 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

15 項目

取組方向(例)

まちの保健室など専門職ボランティアを含めた地域主体・公民協働の新しい公の推進
コレクティブハウジング、シルバーハウジングなど新しい住まいづくりの推進
コミュニティビジネスなど団塊世代を中心とした地域密着型の新しい働き方の支援
被災地の特色と個性を生かし、震災経験と教訓を体験する震災ツーリズムの振興など

ウ 被災地の課題への重点的取り組み - 被災地固有の個別課題への対応 28 項目

取組方向(例)

被災地での復興施策と一般の介護福祉制度が連携した高齢者の自立支援・見守り
コミュニティでのネットワークが支える高齢者の自立支援の仕組みの全県への波及
被災地での商店街振興とまちづくりが一体となったにぎわいづくり
地域住民が参画したまちのにぎわい、中心市街地の活性化支援の全県への波及 など

また、今年度のフォローアップを踏まえ、必要に応じ残り 2 か年の計画を見直す。

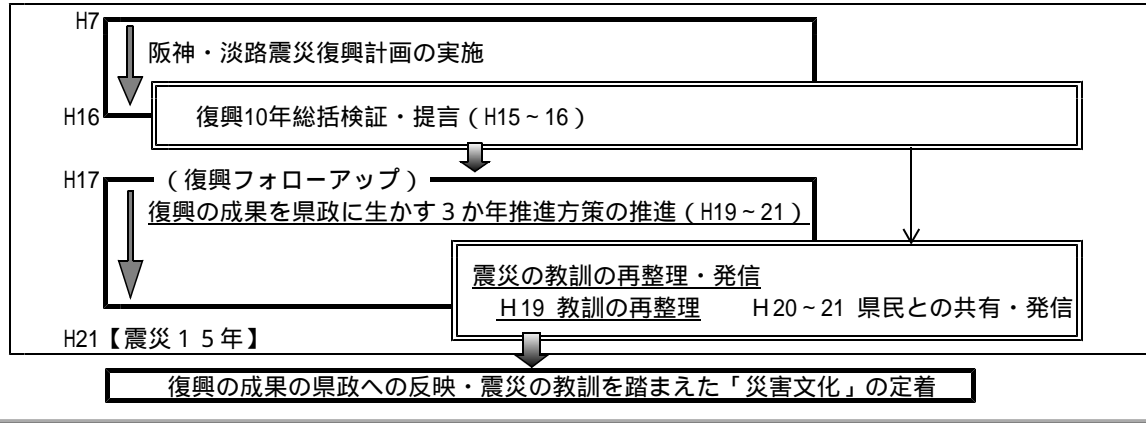
(2) 震災の教訓の再整理・発信(～21 年度・フォローアップ委員会で検討・再整理)

【震災 15 年 - われわれは震災の教訓を後世にどう残すのか】

震災 15 年、一つのステージが区切りを迎える 21 年度末を念頭に、県をはじめ各主体の取り組みを通じて、震災の教訓を災害文化として、また高齢社会・成熟社会の仕組みとして、県政と県民生活にどう定着させ、今後の大規模災害にどう生かすこととなるのか。

10 年総括検証・提言やその後の取り組みを踏まえ、県民に分かりやすい形で再整理し、県民と共有することにより、後世への財産とし、次なる災害への備えとして県内外に発信する。

復興フォローアップの変遷と平成19年度以降の取り組み



2 19年度の実施内容

- (1) 3か年推進方策に基づく復興関連施策の展開
復興フォローアップ委員会や庁内阪神・淡路大震災復興推進会議での協議
(「高齢者」と「まち」の推進プログラムを含む)
- (2) 20年度施策に向けた委員会報告と県推進方針等のとりまとめ

委員会による現在の取組内容の調査・分析(現地調査を含む)
20年度施策に向けた庁内協議(復興推進会議等)
20年度施策に向けた委員会報告のとりまとめ
20年度の県の取り組み・施策体系の策定
(高齢者自立支援・まちのにぎわいづくり推進プログラムを含む)
必要に応じ推進方策の見直し
- (3) 震災の教訓を地域でどのように生かしていくかの再整理

様々な主体で何ができて何ができなかったのかを多岐にわたり分析した震災復興10年総括検証・提言などをベースにフォローアップ委員会において検討する。

教訓の洗い出しと項目整理

各教訓項目についての、より実践的で県民に分かりやすい再整理
教訓の内容、教訓を生かした具体的な内容(震災後15年の姿)
現在の取り組みとその進捗

[20~21年度]

県民、企業、NPO、国・市町等と教訓を共有し、県内外へ発信していく。

19年度復興フォローアップ委員会の推進体制

復興フォローアップ委員会	
役割	復興フォローアップ報告をとりまとめ、県に報告 (<ul style="list-style-type: none"> ・ 3か年推進方策に係る20年度取組方向 ・ 高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくりに係る20年度取組方向 ・ 震災の教訓の再整理)
構成	・ 座長、副座長(専門委員長兼務)2名、委員11名、顧問2名 計16名

ワーキングチーム(新設)	
役割	震災の教訓の再整理に係る検討 復興タウンミーティングの実施
構成	・ 本委員会座長、委員6名

高齢者自立支援専門委員会	まちのにぎわいづくり専門委員会
役割	専門委員会毎に20年度取組方向案を作成し、フォローアップ委員会に提出 現地調査(関係課室職員も同行し、現場の実態や課題等を把握) 復興タウンミーティングの実施
構成	・ 専門委員会ごとに9名

震災の教訓の再整理・発信（例）

【震災の教訓の項目（例）】

（ ）：教訓を踏まえた取組例

災害文化が息づく減災・復興の社会基盤と仕組みづくり

1 事前の備え

地域ぐるみの市民防災

- ・防災訓練等への積極的参加
- ・震災対策活動への協力
- ・自主防災組織の育成・活性化支援
- ・防災力強化県民運動
- ・自主防災組織の結成・積極的参画
- ・県民の防災知識の向上
- ・地域防犯まちづくりグループ支援
- ・防災に関する積極的な広報活動 等

家庭での災害への備え

- ・家具の転倒防止
- ・出火の防止
- ・初期消火用具、飲料水及び食糧の確保
- ・避難の経路、場所の確認
- ・地震防災知識の習得 等

24時間監視・即応体制の確立と関係機関との連携強化

- ・フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネット
- ・災害対策センターや災害待機宿舍の整備
- ・実践的な防災訓練による県・市町・消防・警察・自衛隊等の連携強化
- ・ひょうご防災戦略プログラム 等

広域防災拠点の全県的展開

- ・三木総合防災公園、広域防災センター
- ・西播磨、但馬、淡路、阪神南ブロック拠点 等

災害救急医療システムの構築

- ・兵庫県災害医療センター
- ・兵庫県版DMAT（災害救急医療チーム） 等

災害時要援護者支援体制の整備

- ・災害時要援護者支援指針
- ・緊急情報発信システム
- ・緊急情報の多言語での提供
- ・災害時における広域避難者の所在把握協定 等

災害ボランティアの充実

- ・災害救援専門ボランティア制度
- ・災害ボランティア活動支援指針
- ・資器材や活動拠点の提供
- ・家屋被害認定士の養成
- ・災害ボランティアネットワーク 等

国際防災協力の展開

- ・国際防災復興協力機構（IRP）国際防災・人道支援協議会の支援
- ・国際防災研修センターの設立 等

住宅の耐震化

- ・住宅の耐震診断や耐震改修支援
- ・建築物その他工作物の耐震性及び耐火性の確保 等

共助による住宅再建

- ・兵庫県住宅再建共済制度 等

防災教育の充実

- ・舞子高校環境防災科
- ・学校災害対応マニュアル
- ・防災教育推進連絡会議、防災教育研修会
- ・震災・学校支援チーム（EARTH） 等

公共施設等の耐震化

- ・県立学校、県営住宅等の県有施設の耐震化 等

防災・減災の都市づくり

- ・神戸東部新都心（HAT神戸）のまちづくり
- ・西宮浜、南芦屋浜等のまちづくり
- ・震災復興の面的整備事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業）の推進 等

多元・多重の総合交通体系の構築

- ・格子型高規格道路網の整備
- ・鉄道の多重化
- ・神戸港での機能強化と神戸空港の整備 等

震災に関する研究、情報発信、人材育成

- ・人と防災未来センター
- ・Eディフェンス
- ・「1月17日は忘れない」ための取り組み 等

2 災害時の応急の取組み

人命救助・救急活動・救援情報の提供と相談

- ・迅速な捜索・救助活動
- ・行方不明者相談所、被災地域の集団パトロール
- ・震災復興総合相談センター、県民向け震災情報提供番組、緊急外国人県民特別相談窓口 等

避難所・避難住民の救援

・救護対策現地本部の設置、避難所救急パトロール ・避難所生活の改善
・緊急食料の供給、自衛隊の炊事活動、ボランティアによる炊き出し 等

ライフラインの復旧・緊急輸送体制の確立

・緊急給水、上下水道施設、電気・ガスの復旧 ・道路、空港・ヘリポート、海上緊急輸送ルートの確保、緊急物資・資材等の輸送車両の確保、道路・鉄道・港湾の復旧
・避難時の自家用車の使用禁止 等

仮設住宅の確保

・応急仮設住宅の供与と特別基準の設定
・公営住宅等への一時入居、避難者の公的宿泊施設等の受入れ斡旋 等

保健医療対策

・巡回救護班の編成・派遣、仮設診療所
・県立病院の24時間救急体制の確保、血液や医薬品の供給・備蓄、保健相談の実施 等

がれき、廃棄物の処理

・損壊家屋の公費解体 ・県外施設でのごみ処理、仮設トイレの確保 等

教育対策

・転校手続きの簡素化、被災児童生徒・県立大学生への支援
・子供の心の理解とケア事業の実施 ・教育復興担当教員、心のケア担当教員 等

余震・二次災害対策

・応急危険度判定の実施、被災建築物応急危険度判定士の養成
・宅地防災パトロール、宅地防災相談所、危険箇所のパトロール ・余震情報の提供 等

3 復興の取組み

地元主体かつ公民協働の復旧・復興

・地元主体の復興計画の策定・推進 ・阪神・淡路大震災復興基金
・被災者復興支援会議、NPOと行政の生活復興会議 ・生活復興県民ネット 等

生活救援・再建

・災害援護資金等生活資金の確保、災害義援金の募集と配分
・被災者自立支援金制度 等

復興住宅の供給、住宅再建への公的支援

・災害復興公営住宅の供給 ・被災者生活再建支援法 ・居住安定支援制度 等

産業復興の推進、中小企業支援体制の構築

・産業集積条例 ・先端医療産業特区など構造改革特区の認定
・(財)新産業創造研究機構(NIRO)、(財)阪神・淡路大震災復興推進機構(HERO)
・中小企業への融資期間や据置期間の延長 ・災害復旧資金の貸付 等

被災高齢者への対応

・コミュニティプラザ ・健康づくりや生きがいうづくり
・生活援助員(LSA)や高齢世帯生活援助員(SCS)、いきいき県住推進員の設置
・まちの保健室 ・高齢者自立支援ひろば 等

住民主体のまちづくり

・復興市街地整備事業での二段階方式の都市計画決定 ・まちづくり協議会
・被災地花いっぱいモデル助成事業・空地緑化推進助成事業 等

復興まちのにぎわいづくり

・まちのにぎわいづくり一括助成事業 ・復興まちづくり支援事業
・商店街・小売市場復興イベント開催支援事業 等

今後の高齢社会・成熟社会を支える仕組みづくり

ボランティア活動の盛り上がり

・特定非営利活動促進法、県民ボランティア活動促進条例 ・県民の参画と協働推進条例
・ひょうごボランティア基金 ・ひょうごボランティアプラザ 等

新しい働き方の浸透

・コミュニティ・ビジネスの立ち上げ支援 ・生きがいサポートセンター 等

新しい住まい方の提案

・シルバーハウジングやコレクティブハウジング、グループホーム 等

こころのケア対策の確立

・こころのケア相談室、こころのケア研究所 ・こころのケアセンター 等

【教訓発信のイメージ】

項目：「共助による住宅再建」

1 阪神・淡路大震災の経験

阪神・淡路大震災では、45 万世帯(25 万棟)を超す住宅が全半壊の被害を受けたが、自力での再建ができず、住み慣れた土地を離れざるを得なかった被災者が多数生じた。

とりわけ、この震災は、高齢社会下の大都市を直撃した人類史上はじめての大地震と言われ、多くの高齢者は、住宅を自力で再建できる余裕がなく、住み慣れた土地を離れ、災害復興公営住宅への入居を余儀なくされた。

災害復興公営住宅供給数：25,421 戸(新規供給分)

災害復興公営住宅における高齢化率：45.8%(H18.11 現在)

その結果、高齢者の見守りやコミュニティの形成・維持等について新たな課題が顕在化した一方、住宅の再建が進まない地域では、人口が回復せず、商店街の衰退等、地域の再生が進まなかった。

2 震災の教訓

被災者が住み慣れた地域に自力で住宅を再建することが、被災者の生活再建にとっても地域の早期再生にとっても最も重要である。

住宅の再建については、自助努力を基本としつつ、それを支える仕組みが必要不可欠である。しかし、自助努力には限界があり、公的支援にも一定の限界がある。

自助

< 地震保険 >

- ・火災保険に附帯して加入
- ・地震、噴火、津波による損失を補償
- ・補償は火災保険金額の 30～50%
- ・政府による再保険制度

限界

火災保険への加入が前提であり、保険料の割高感や火災保険金額の最大 50% までしか補償されないことから加入が進まない。

公助

居住安定支援制度
< 被災者生活再建支援法 >

- ・支給限度額は、
居住関係経費：200 万円
被災住宅の解体撤去費用や
家賃、ローン利子など
< 建築費本体は対象外 >
- ・費用負担は、
国：都道府県 = 1：1

居住安定支援制度補完事業
(兵庫県独自の制度)

- ・居住安定支援制度に残された課題を補完する事業を県独自で実施
- ・支給額
法限度額と実支給額との差額
住宅建築費本体に充当

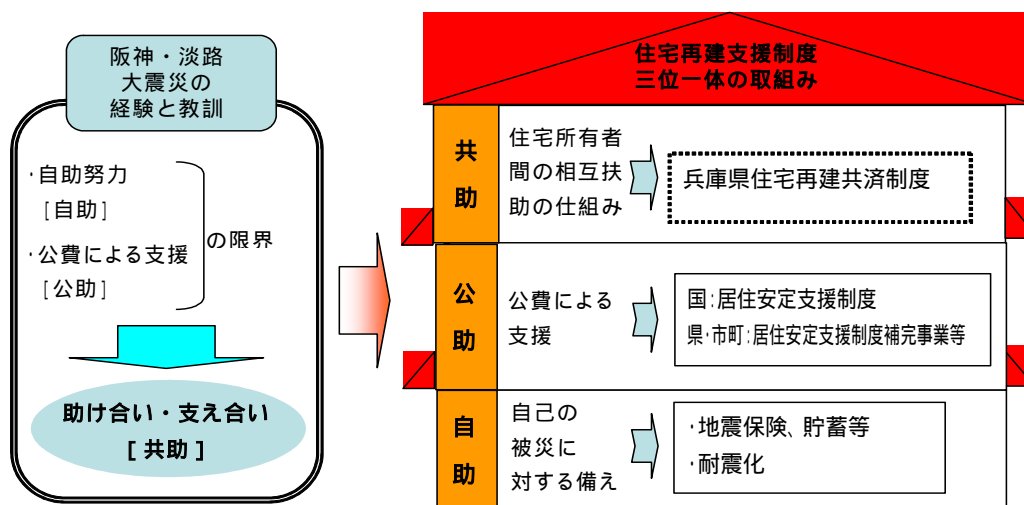
限界

住宅所有者と非所有者間の公平性や、大規模災害発生時の財政負担を考慮すると、支給額には限界がある

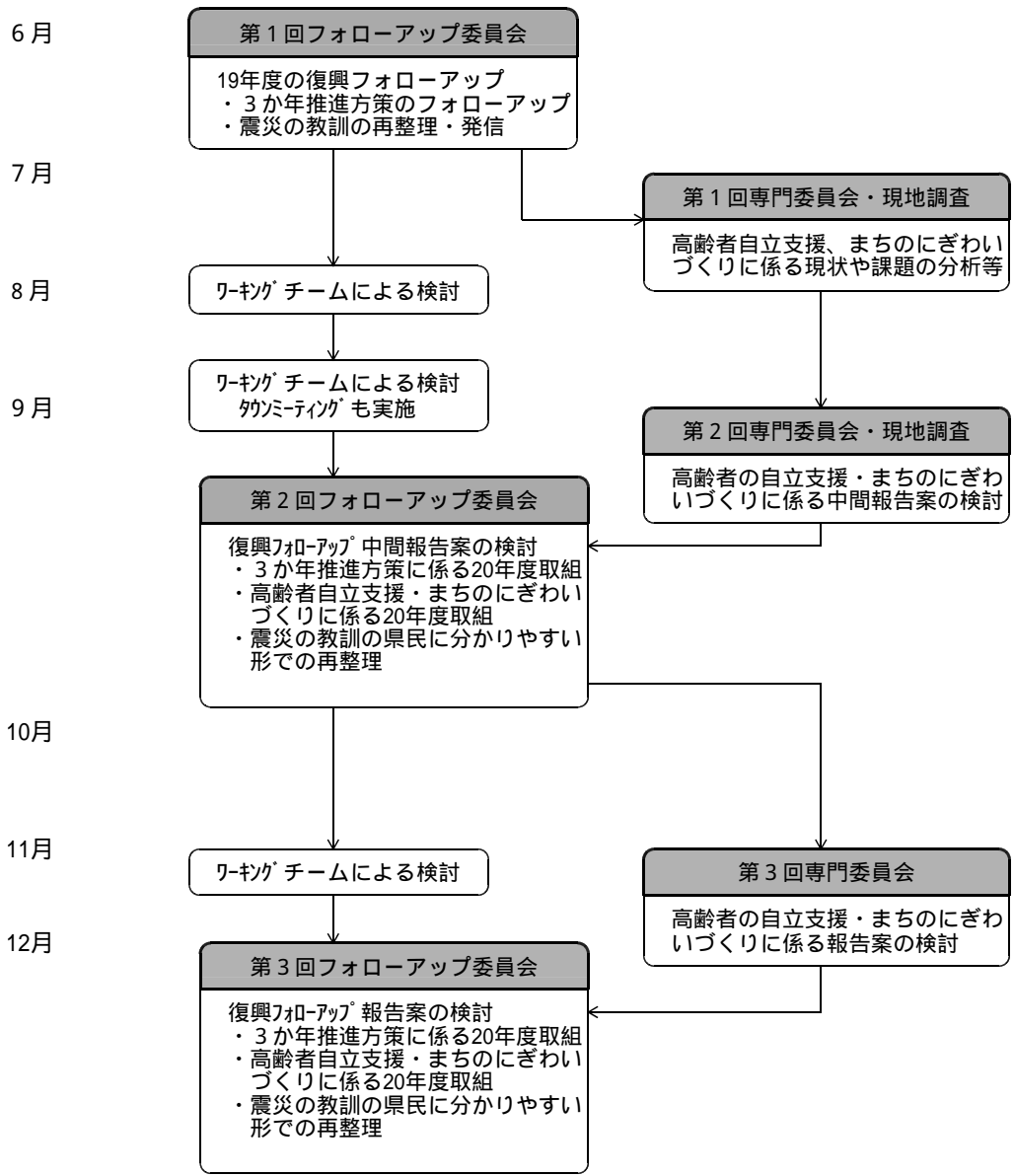
3 めざすべき方向

「自助」「公助」の限界を埋める「共助」の仕組みとして、自然災害で住宅に甚大な被害を受けた被災者の住宅の自力再建を支援する、県民の助け合い精神に基づく相互扶助の仕組みである「住宅再建共済制度」を創設した。

地震保険制度（自助）や被災者生活再建支援制度（公助）の改善とともに、住宅再建共済制度（共助）の普及を図り、自助・公助・共助の三位一体により、自然災害に対する国民の安心システムとして定着させる必要がある。



平成19年度復興フォローアップ委員会のスケジュール(案)



本委員会：3回程度
 専門委員会・現地調査等：3回程度
 ワーキングチーム：3回程度

高齢者自立支援・まちのにぎわいづくり

重点事業の取組状況

- 1 高齢者自立支援ひろば
- 2 まちのにぎわいづくり一括助成事業

「高齢者自立支援ひろば」の取組状況

事業目的

災害復興公営住宅の高齢化率は極めて高く、認知症や精神疾患、閉じこもりの高齢者が増加するとともに、自治会活動などコミュニティの形成や維持の面でも支障が出ている。

そうした状況に対して、これまでの高齢者自立支援の取り組みの集大成として「高齢者自立支援ひろば」の開設を進め、従来のSCS（高齢世帯生活援助員）による巡回型の見守りを中心とする支援システムから、地域主体の支援システムへの移行を図っている。

「高齢者自立支援ひろば」の事業概要

設置場所：災害復興公営住宅のコミュニティプラザ又は住戸等

ひろばの運営：市から社会福祉法人、NPO法人等へ委託

ひろばの機能

見守り機能	<ul style="list-style-type: none">・ひろばを置く住宅の常駐型見守り、緊急時の対応・近隣の災害復興公営住宅等への巡回型見守り・高齢者からの各種相談への対応
健康づくり機能	<ul style="list-style-type: none">・まちの保健室・ミニデイサービス、会食サービス、栄養指導教室等・趣味の講座などの生きがいづくり事業
コミュニティ支援機能	<ul style="list-style-type: none">・入居者間、入居者と地域との交流事業・コミュニティづくりのサポート
支援者のプラットフォームの場	<ul style="list-style-type: none">・高齢者や高齢者支援事業に係る情報交換の場・高齢者に向けた情報発信の場・高齢者や地域住民の参画の場

設置規準

L S Aが配置されていない災害復興公営住宅のうち、又は の条件を満たす住宅（32住宅）

SCSによる見守り対象世帯が10世帯以上の住宅

SCSによる見守り世帯が5世帯以上の住宅で、高齢者が50人以上居住し、かつ高齢化率が40%以上の住宅

ただし、L S Aが配置されていない一般公営住宅についても、上記の条件を満たす住宅（27住宅）については、市の実情に応じて協議のうえ設置することができる。

高齢者自立支援ひろばの取り組み実績

開設状況

市名	対象住宅	開設日	開設場所	運営団体
神戸市	本山第3住宅等	H18.12.25	空き住戸	社会福祉法人 共同の苑
	夢野	H19.2.19	空き住戸	社会福祉法人 海光園
	古川	H18.12.12	空き住戸	神戸市社会福祉協議会
	鹿の子台南	H19.2.26	空き住宅	社会福祉法人 翔美会
西宮市	甲子園口6丁目	H19.3.1	コミュニティプラザ	西宮市
	岡田山	H19.3.1	近隣福祉施設	
伊丹市	新田中野	H19.3.1	空き住戸	伊丹市
宝塚市	福井鉄筋等	H18.12.1	コミュニティプラザ	宝塚市社会福祉協議会
	安倉等	H18.12.1	近隣の福祉センター	
淡路市	浅野ウイズ等	H18.7.1	近隣の福祉センター	淡路市社会福祉協議会
三田市	武庫が丘西高層	H18.8.1	近隣の福祉センター	三田市社会福祉協議会
芦屋市	大東町西住宅等	H19.4.1	近隣の福祉施設	株式会社 アスクケア

運営のサポート

- ・キックオフ・フォーラムを開催し、専門委員会委員・県・市・運営団体の意見交換を行った。
- ・高齢者自立支援セミナーを開催し、ひろばスタッフの見守り支援者としての能力向上を図った。

平成 19 年度の取り組み

ひろば新規開設の推進

新たに9ヶ所の開設を目指す（4 / 1 芦屋市 開設済）

< 開設計画 >

年度	H18	H19	H20	H21	計
開設数	11	9	10	10	40

ひろばの機能充実

復興フォローアップ委員会専門委員会からの検証及び提言を踏まえ、

- ・ひろば運営団体への助言・相談体制の構築、コーディネート能力の向上
- ・スタッフの見守り支援者としての能力向上

を図る必要があるが、その具体的手法について検討を進める。

「まちのにぎわいづくり一括助成事業」の取組状況

事業目的

阪神・淡路大震災により被災し、にぎわいを失ったまちの再生に向け、地域団体が主体的な発意に基づき、地域の実情や特性に応じた、継続可能な特色あるにぎわいづくり事業に対し一括助成し、にぎわいの再生を図る。

補助要件

1 補助対象地区

被災市 内において、以下のどちらかの要件を満たす地区。

- (1) 面的整備事業地区（復興土地区画整理事業・復興市街地再開発事業）を含む地区であって、次のいずれかに該当
 - 面的整備事業に係る工事が未完了の地区
 - 面的整備事業に係る工事が完了しているが、住宅再建や商業施設等の状況から、まちのにぎわいづくりを進める必要があると認められる地区
- (2) 面的整備事業地区以外で、震災の影響を受け、まちのにぎわいづくりを進める必要があると認められる地区

被災市：神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・明石市・三木市・洲本市・淡路市・南あわじ市

2 補助対象者

被災地域内に活動の本拠を置き、まちのにぎわいづくりを主体的かつ継続的に推進できると認められる団体で、おおむね以下のとおり。

- ・まちづくり協議会
- ・商店街振興組合
- ・TMO
- ・NPO法人（他の団体と共同で事業を実施する場合に限る）

3 補助対象事業

まちのにぎわいづくりにつながる、地域の創意工夫を凝らした新規のソフト事業及び、これに関連する施設整備（空き店舗改装費等）。

補助限度額

1 事業当たり 10,000 千円

広範囲な分野（まちづくり分野、商店街活性化分野、芸術文化分野のうち複数の分野）にわたって取り組む事業で、県内外から多数の集客が見込まれるなど、被災地のにぎわいの創出に大きな効果をもたらすものとして、特に必要と認められる場合は、5,000 千円を限度に増額。

補助対象期間

補助金の交付決定から最長2年間。

審査会の設置

各分野（まちづくり・商店街活性化・芸術文化活動）の専門家、学識経験者等（5名程度）で構成する審査会を設置し、交付申請書類及び公開プレゼンテーションに基づき審査・決定。

平成18年度の実績

申請件数27件に対し、13件を採択。

< 1,000万円補助：6件 >

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| ・新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会（神戸市長田区） | ・大日通周辺地区まちづくりを考える会（神戸市中央区） |
| ・大正筋商店街振興組合（神戸市長田区） | ・水道筋商店街協同組合（神戸市灘区） |
| ・西宮中央商店街振興組合（西宮市） | ・六間道商店街振興組合（神戸市長田区） |

< 500万円補助：7件 >

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ・真野地区まちづくり推進会（神戸市長田区） | ・かわにしTMO（川西市） |
| ・西宮商工会議所（西宮市） | ・西北活性化連絡協議会（西宮市） |
| ・プレ「よさこい甲子園」実行委員会（西宮市） | ・伊丹ターミナルデパート商業協同組合（伊丹市） |
| ・新開地周辺地区まちづくり協議会（神戸市兵庫区） | |

平成19年度の事業実施について(予定)

5月18日(金)	募集説明会(実施済み)
5月15日(火)～7月10日(火)	募集期間
7月下旬～8月上旬	審査会・公開プレゼンテーションの開催
9月以降	補助金の交付決定 事業期間は交付決定後、最長2年間

平成19年度の実行方針

「開かれた取組み」の確保

事業の進捗状況や補助金の使途状況をホームページ上に公開する等により、「開かれた取組み」を確保。

相談・支援体制の充実

事業の実施過程で採択団体が直面する課題に対応するため、専門家等を含めた相談・支援体制を充実。

交流の「場」の提供

採択団体同士が、事業実施上の課題や実施状況について報告し、「知恵と工夫」を共有する交流の「場」を提供。

先進的取組みの発信

まちのにぎわいづくりに向けた先進的取組みの意義や成果を内外に発信するため、事例集の作成、にぎわい再生に係るフォーラムの開催等の取組みを実施。

復興の成果を県政に生かす 3 か年推進方策の取組状況

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取組等
			H19	H20	H21	
1 復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援（まちづくり復興担当部会、健康生活部生活企画局等部会）						
高齢者自立支援ひろばの拡充						
・ 高齢者自立支援ひろばの開設	・ 高齢者自立支援ひろばの開設 ： 11か所	・ 高齢者自立支援ひろばの開設 ： 11か所	20か所 (累計)	30か所 (累計)	40か所 (累計)	【課題・問題点】 ・ 「ひろば」について、運営団体への助言、相談体制の構築、コーディネート能力の向上やスタッフの見守り支援者としての能力向上など、適切なフォローアップを行い、機能の充実が必要。 【今後の取組方針】 ・ 具体的なフォローアップの手法については、復興フォローアップ専門委員会で議論。
・ SCSによる支援	・ SCSの配置：102人	・ SCSの配置：102人	75人(累計)	55人(累計)	28人(累計)	
LSA等一般施策による高齢者支援の推進						
・ LSAをすべての県営高齢者向け特定目的住宅に配置	・ LSAの配置：123人	・ LSAの配置：123人 ・ 県営住宅の建替に関しては、住戸の一部を緊急通報システムを備えた「シム・ハウス」仕様とするともに、コミュニティサにLSA事務室を設置。 ・ 建設着手に際し、市町にLSAの派遣を依頼。	140人 (累計)	150人 (累計)	160人 (累計)	【課題・問題点】 ・ 実施主体である市町は、介護保険制度の地域支援事業のうち、必須事業（介護予防事業等）に取り組みなければならず、任意事業であるLSAの配置まで余地がない市町がある。また、市町は民生委員等を活用した高齢者見守り事業を行っていること等の理由により、特定住宅へのLSA配置の必要性を感じていない市町が多い。 ・ ほとんどの市町（福祉部局）は、LSA派遣事業を拡大する意思がないのが現状。 【今後の取組方針】 ・ 市町への働きかけ。 ・ 住宅担当部局と福祉担当部局合同プロジェクトを設け、合同でLSA配置についての働きかけ。 ・ 県営住宅の建替に際し、今後もシム・ハウス仕様に住戸を設けるとともに、コミュニティサにLSA事務室を設置。
・ 総合的なマネジメント拠点となる地域包括支援センターの整備	・ 地域包括支援センターの整備 ： 316か所	・ 地域包括支援センターの整備 ： 331か所	317か所 (累計)	321か所 (累計)	-	
高齢者自立支援ひろばと一般の高齢者へ施策が連携した高齢者自立支援の仕組みづくりの推進	・ 高齢者自立支援ひろばの開設 ： 11か所	・ 高齢者自立支援ひろばの開設 ： 11か所 ・ 高齢者自立支援ひろばの周知と各市等の取組について情報交換を行う「キックオフ・フォーラム」を開催 (H19.2)	ひろばと一般高齢者ケア施策との連携強化	高齢者自立支援ひろば機能の全県施策化について検討等		【課題・問題点】 ・ 高齢者自立支援ひろばのそれぞれの状況は、各市のこれまでの高齢者自立支援の取組によって異なっている。それぞれのひろばの個性を尊重しつつ、機能を発揮できる連携方策を市等と検討していくことが必要。 【今後の取組方針】 ・ ひろば機能の充実を図るためのフォローアップの手法や連携強化について、専門委員会で議論・検討。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
2 災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策（まちづくり復興担当部会）						
災害復興公営住宅における自治会や見守り活動グループへの支援						
<ul style="list-style-type: none"> 自治会活動等の対応困難事例への支援等 	<ul style="list-style-type: none"> いきいき県住推進員の配置：30人 コミュニティサポート支援事業の実施：見守りグループ数(H17末累計309グループ) 	<ul style="list-style-type: none"> いきいき県住推進員の配置：30人 コミュニティサポート支援事業の実施：491グループ(累計) 高齢者自立支援ひろば運営団体、市、県、専門委員会委員の間の意見交換の場としてキョウワフォーラムを開催 	30人	30人	30人	<ul style="list-style-type: none"> 【課題・問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅の高齢化率は上昇を続けており、日常生活に支障のある入居者の増加やコミュニティの維持が困難になるなどの課題が深刻化。 【今後の取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> 特に高齢化率の高い住宅の状況を調査・検証し、高齢者自立支援ひろばの事業展開の方向と将来の施策のための分析を実施。 引き続き、いきいき県住推進員30名を配置。
3 単身高齢者対策（県民政策部会、健康生活部生活企画局等部会、産業労働部会、まちづくり復興担当部会）						
<ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の閉じこもり対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業の実施 高齢者自立支援ひろばの開設：11か所 L S Aの配置：123人 地域包括支援センターの設置：316か所 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業：4件交付決定 高齢者自立支援ひろばの開設：11か所 L S Aの配置：123人 地域包括支援センターの設置：331か所 	災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業の実施			<ul style="list-style-type: none"> 【課題・問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅の高齢化率は上昇を続けており、日常生活に支障のある入居者の増加やコミュニティの維持が困難になるなどの課題が深刻化。 地域見守りの主体を有機的に連携させる機能がない。また、見守りの方法等について市町が十分に把握しているとは言いがたい。 【今後の取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者自立支援ひろばと元気アップ活動支援事業の相乗効果により、一層の高齢者の元気アップを図る。また、特に高齢化率の高い住宅の状況を調査・検証し、高齢者自立支援ひろばの事業展開の方向と将来の施策のための分析を実施 県民サポートセンター活動助成制度、NPO活動応援貸付制度の一層の周知とNPOのコース把握 高齢者を包括的に支援するため地域の各資源間の連携体制の構築を推進し、効果的な運営が実施できるよう支援を行う。 各地域包括支援センターの質の向上・確保（職員研修や情報交換等） 多様な見守り体制の推進とコーディネート（実態調査、老人クラブによる会員への見守り強化）
<ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者等の生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> 「まちの保健室」看護師ボランティアによる訪問 県民サポートセンター活動助成 コミュニティビジネス支援事業の実施 個々の状況に応じたリースモーゲージを活用した生活福祉資金の貸付(長期生活支援基金)、生活保護の適用 	<ul style="list-style-type: none"> 「まちの保健室」看護師等による訪問：171件 県民サポートセンター活動助成：助成件数 2,833件 NPO活動応援貸付事業：貸付件数 3件 コミュニティビジネス創出・育成支援事業：雇用創出 2,843人 	高齢者自立支援ひろばの開設 等			
4 公営住宅の高齢化対策（まちづくり復興担当部会）						
子育て世帯の優先入居など公営住宅の高齢化対策の拡大						
<ul style="list-style-type: none"> 新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂 新婚世帯・子育て世帯の優先入居 	<ul style="list-style-type: none"> 「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂：H18.4改訂 新婚世帯・子育て世帯の優先入居実績：37戸 	40戸(累計)	60戸(累計)	80戸(累計)	<ul style="list-style-type: none"> 【今後の取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> 定期借家制度による新婚世帯・子育て世帯の県営住宅優先入居としての拡大などにより、H19は合計100戸追加設定する。
5 県営住宅のバリアフリー化（まちづくり復興担当部会）						
県営住宅の新型改修等、高齢者向け改修等によるバリアフリー化の推進						
<ul style="list-style-type: none"> 県営住宅のバリアフリー化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> 「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂：H18.4改訂 県営住宅のバリアフリー化：1,751戸(累計) 	3,250戸(累計)	4,800戸(累計)	6,350戸(累計)	<ul style="list-style-type: none"> 【今後の取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化は順調に進んでおり、今後もバリアフリー化を進める。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
6 住宅や生活に関わる悪質業者対策（県民政策部会、まちづくり復興担当部会）						
住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策の推進						
・消費者施策の推進	・生活科学センター等での消費生活相談の実施	・生活科学センター等での消費生活相談の実施 相談件数：18,828件 ・地域での声かけ運動実施団体数：依頼件数 1,076団体	生活科学センター等での消費生活相談の実施・事業者指導 地域での声かけ運動実施団体をH22までに1,000団体に拡大			【課題・問題点】 ・消費生活相談は年々巧妙化、複雑化しており、処理困難な案件が増加。 ・悪質商法による被害の未然防止のため、地域での声かけや見守りを地域の各種団体等との協働で実施していくことが必要。 【今後の取組方針】 ・処理困難な相談事案は、専門家の協力を得て、消費者からの苦情を適切・迅速に解決。 ・地域団体・グループ等への声かけ運動への協力要請。
・住宅リフォーム対策の推進	・住宅改修業者登録制度の運用	・住宅改修業者登録制度の運用：H18.7受付開始 ・ひょうご住まいセンターにおいて、リフォームに関する電話等による一般相談のほか専門相談を実施するとともに、アドバイザーを派遣	住宅改修業者登録制度の運用、リフォーム相談の実施等			【課題・問題点】 ・安全・安心な住宅ストックを増やすためには、耐震化、バリアフリー化等を行おうとする県民に対して情報、助言を提供することが必要。 【今後の取組方針】 ・ひょうご住まいセンターにおいて、リフォームに関する各種相談等、適切な住宅改修工事ができる環境を整備する。 ・また、各地域できめ細かい情報提供を行うため、各市町でもリフォームに関する相談窓口が設置されるよう普及啓発等を実施。
7 公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり（健康生活部生活企画局等部会、まちづくり復興担当部会）						
公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくりの推進						
・県民、地域団体、NPO、企業、市町等幅広く参加する推進会議の設置	・「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づく取り組みの実施 ・エバ-ルひょうご推進会議参加団体数：100団体(累計)	・「ひょうごエバ-ル社会づくり総合指針」に基づく取り組みの実施 ・エバ-ルひょうご推進会議参加団体数：183団体(累計)	150団体 (累計)	200団体 (累計)	-	【今後の取組方針】 ・「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議」を中心に、ユニバーサル社会づくりに賛同する地域団体、企業などの参加を得て推進。
・事業所等の率先する率先行動の促進	・率先行動計画策定事業所数：100事業所	・率先行動計画策定事業所数：119事業所	150事業所 (累計)	200事業所 (累計)	-	
・利用者の多い駅舎のバリアフリー化99%作戦	・福祉のまちづくり条例に基づく公共交通のバリアフリー化 ・利用者の多い駅舎のバリアフリー化：累計148駅	・福祉のまちづくり条例に基づく公共交通のバリアフリー化 ・利用者の多い駅舎のバリアフリー化：累計141駅	88% (累計154駅)	92% (累計160駅)	95% (累計166駅)	【課題・問題点】 ・スエ-スの問題によりエレベ-ター等の設置が困難なケース、用地確保等でバリアフリー化が困難な駅がある。 【今後の取組方針】 ・継続的な事業者及び地元市町への働きかけ。 ・多額の費用を要する駅舎への上限を超えた補助。 ・資金力の弱い鉄道事業者へのきめ細かい指導。
・福祉のまちづくり重点地区やあんしん歩行エリア等を重点的に歩行の段差解消	・歩道の段差解消：19,200か所(累計)	・歩道の段差解消：19年7月集約予定	32,500か所 (累計)	-	-	【今後の取組方針】 ・予算不足などにより進捗が遅れていたが、平成18年度より公共事業による事業費の確保に努めている。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
・診療所や店舗など民間の生活利便施設のバリアフリー化促進	・民間の生活利便施設のバリアフリー化 ：80施設(累計)	・民間の生活利便施設のバリアフリー化 ：53施設(累計)	100施設 (累計)	-	-	【課題・問題点】 ・中小企業者の改修資金確保が困難である上、バリアフリー化のメリットが経営に反映されることが明確でない状況。 ・福祉のまちづくり重点地区やエバーグリーン社会づくり実践モデル地区内でバリアフリー化のメリットが高い特定経路を定め、バリアフリー化を行う仕組みを設けるとともに、中小企業者への理解を求めるための制度PRが必要。 ・本事業の補助要綱未制定の市町があることから、制度の普及啓発が必要。 【今後の取組方針】 ・PR用チラシの作成・配布やホームページでのPR。 ・県民局を通じた案件を掘り起こすため、まちづくり推進意見交換会等で資料配布等。
8 高齢者のエンパワーメント(能力向上)の支援 (県民政策部会、まちづくり復興担当部会)						
高齢者大学等による高齢者の生きがいづくりのためのエンパワーメントの支援						
・いなみ野学園4年制大学に加え大学院を開設	・県内7地域での高齢者大学の開設 ・いなみ野学園大学院の開設	・県内7地域での高齢者大学の開設 ・いなみ野学園大学院の開設(H18.4)	100人 (累計)	200人 (累計)	300人 (累計)	【課題・問題点】 ・団塊世代をはじめとする高齢者の新たな学習ニーズに対応したカリキュラムの充実が必要。 【今後の取組方針】 ・第7期生涯学習審議会(H19.6~)における、高齢者学習体制の具体的検討。
9 高齢者の知識やノウハウの社会での活用 (健康生活部生活企画局等部会、産業労働部会、まちづくり復興担当部会)						
高齢者がこれまで培ったノウハウや学んだ知識の地域社会での活用						
・老人クラブ・市町老人クラブ連合会に青年部会の設置	・老人クラブの社会活動や健康づくり活動への支援事業の実施 ・青年部会設置数：11か所(累計)	・老人クラブの社会活動や健康づくり活動への支援事業の実施 ・青年部会設置数：11か所(累計)	21か所 (累計)	31か所 (累計)	41か所 (累計)	【課題・問題点】 ・青年部会設置後も一過性で終わるのではなく、引き続き、青年部会を活用し、若手会員の活躍の場づくりや加入促進等について協議を行っていくことが必要。 【今後の取組方針】 ・市町老人クラブ連合会青年部会が効果的に運用されるよう県老人クラブ連合会による支援を実施。 ・市町老人クラブ連合会が行う健康づくり事業に対する支援。
・老人クラブ健康づくり事業の拡充	・老人クラブ健康づくり事業の拡充 ：12,000人(累計)	・老人クラブ健康づくり事業の拡充 ：13,000人(累計)	14,000人 (累計)	16,000人 (累計)	16,000人 (累計)	
10 持続可能な住民主体のにぎわいづくり (まちづくり復興担当部会、産業労働部会)						
まちのにぎわいづくり一括助成事業による地域の主体的な発意によるまちのにぎわい創出	・まちのにぎわいづくり一括助成事業の創設：助成団体 13団体	・まちのにぎわいづくり一括助成事業の創設：助成団体 13団体	23団体 (累計)	33団体 (累計)	40団体 (累計)	【課題・問題点】 ・一過性のプロジェクトではなく、事業終了後も地域住民が主体的に継続して、取組みを実施できるようフォローアップを行うことが必要。 【今後の取組方針】 ・事業の進捗状況等をホームページ上に公開するなど「開かれた取組み」を確保。 ・専門家等を含めた採択団体に対する相談・支援体制を充実 ・採択団体同士の交流の場の提供による情報の共有化。 ・事例集の作成、フォーラムの開催等による情報の発信。
地域商業の活性化とまちづくりの緊密な連携によるまちのにぎわい創出	-	-	地域商業の活性化とまちづくりが連携したにぎわいづくり施策の展開 まちなか商業再活性化事業 ・大型店出店対策事業(新規) ・商人塾実施事業(新規) ・駐車場整備計画が伴ったの作成等			【課題・問題点】 ・改正都市計画法が本格施行されるH19.11までに大型店の出店計画が進む地域において影響が懸念される商店街に対する支援が必要。 【今後の取組方針】 ・「駐車場が1つプラン」を平成19年度末を目途に策定。 ・市町が行う大型店対策への補助を実施。また、商人塾の開催を支援。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
11 まちづくり協議会を核としたまちづくり（まちづくり復興担当部会）						
復興まちづくり支援事業を活用したまちづくり協議会等のまちづくり活動への支援	・復興まちづくり支援事業の実施	・復興まちづくり支援事業の実施	復興まちづくり支援事業の実施			【今後の取組方針】 ・引き続き支援を行い、住民主体の市街地の健全な復興を推進。
まちづくり協議会等の持続的な発展を通じたまちづくりの推進						
・まちづくり支援事業の実施	・まちづくり支援事業の実施：37市町	・まちづくり支援事業の実施：38市町	38市町 (累計)	39市町 (累計)	40市町 (累計)	【課題・問題点】 ・県と市町の役割分担や今後の支援施策のあり方について、再考することが必要。 【今後の取組方針】 ・県、市町の支援施策のあり方等について、市町や専門家との意見交換を行いながらコンカルタ会議で検討。
12 地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出（県民政策部会）						
自治会、婦人会等の地域団体やNPO等によるまちづくり活動を通じたまちのにぎわい創出						
・地域づくり活動応援事業の実施	・地域づくり活動応援事業の実施：1,950団体(累計)	・地域づくり活動応援事業の実施：1,901団体(累計)	2,430団体 (累計)	2,910団体 (累計)	3,390団体 (累計)	【課題・問題点】 ・当事業が5年目を迎えるため、事業の効果等を分析し、今後の展開の検討が必要。 【今後の取組方針】 ・アンケートの実施等により、事業の効果进行分析し、今後の展開方向を検討。
13 大学・学生との協働によるまちづくり（まちづくり復興担当部会、神戸県民局）						
子どもたちや学生など若者の元気によるまちのにぎわい創出	・神戸大学との「まちづくり協定」（H17.12締結）に基づく共同事業等の実施	・神戸大学との「まちづくり協定」（H17.12締結）に基づく共同事業等の実施 ・兵庫県立大学環境人間学部と、まちづくり支援事業を活用した連携により、4地区(城南地区(姫路市)、中仁野地区(姫路市)、佐用・長尾地区(佐用町)、小代区大谷地区(香美町))を支援。	大学と連携したまちづくりの推進等			【今後の取組方針】 ・大学との連携によるまちづくりを希望する地区において支援の要件が合致する場合は積極的に支援。
14 被災商店街のにぎわい回復（産業労働部会）						
被災商店街のにぎわいや活気の回復						
・商店街・小売市場復興イベント開催支援	・商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等の実施：助成件数 90件/年	・商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等の実施：助成件数 77件/年	90件/年	90件/年	80件/年	【課題・問題点】 ・被災商店街では店舗数、売上が減少しているなど商店街の復興は十分進んでいない。 【今後の取組方針】 ・補助率(1/2、2/3)、補助限度額(1,000千円 2,000千円)の引き上げ等により支援を強化。
・商店街・小売市場共同施設建設費助成事業	・商店街・小売市場共同施設建設費助成事業の実施：助成件数 25件/年	・商店街・小売市場共同施設建設費助成事業の実施：助成件数 19件/年	25件/年	20件/年	20件/年	【課題・問題点】 ・被災商店街では店舗数、売上が減少しているなど商店街の復興は十分進んでいない。 【今後の取組方針】 ・補助率(1/4、1/3)、補助限度額(6,000千円 8,000千円)の引き上げ等により支援を強化。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
15 特色ある商店街づくり (産業労働部会)						
先導的な取り組みによる被災商店街の活性化						
・元気アップ事業の展開	・元気アップ事業の展開：500件 先導的活性化事業の特色枠の創設	・元気アップ事業の展開：651件 先導的活性化事業の特色枠の創設	700件 (累計)	1,000件 (累計)	1,200件 (累計)	【今後の取組方針】 ・まちづくりと一体となった商店街活性化の取組を支援し、地域に根ざした賑わいのある商店街・商業集積の形成を推進。 ・商店街がその活性化を目指して実施する先導的な取組を支援。
16 残存空地の活用 (まちづくり復興担当部会)						
被災市街地における空き地の緑化等によるにぎわいづくりの推進						
・被災地空地の緑化推進助成事業の実施	・被災地花いっぱいモデル助成事業、被災地空地の緑化推進助成事業の実施 ・被災地空地の緑化推進助成事業助成件数：50件(累計)	・被災地花いっぱいモデル助成事業、被災地空地の緑化推進助成事業の実施 ・被災地空地の緑化推進助成事業助成件数：47件(累計)	60件(累計)	70件(累計)	80件(累計)	【課題・問題点】 ・1年草による同一箇所での取組みでは、いずれ助成の上限にかかるため、継続的な空地の緑化には厳しい。 【今後の取組方針】 ・多年草・低木を中心とした持続型植栽への転換を図る。
17 地域景観の形成 (まちづくり復興担当部会)						
住民の参画による景観まちづくりの推進 (まちづくり復興担当部会)						
・景観形成等基本方針改定	・「景観の形成等に関する条例」(H18.3改正)に基づく景観形成地区等の指定、街路等の緑化の推進 ・景観形成等基本方針改定(H18.3改訂)	・「景観の形成等に関する条例」(H18.3改正)に基づく景観形成地区等の指定、街路等の緑化の推進 ・景観形成等基本方針改定(H18.3改訂) ・地域景観形成等基本計画を定めることを条例化	景観条例による魅力ある景観の創造・保全			【課題・問題点】 ・地域住民や各行政機関が共有すべき地域の景観の将来像と景観に関する具体的な取組を明確に示すことが必要。 ・地域景観形成等基本計画を示し、参画と協働による景観形成を推進。 【今後の取組方針】 ・19年度は西播磨及び丹波地域の地域景観形成等基本計画を策定し、総合的、計画的な景観施策の方向性を示す。
・景観形成地区等の指定	・景観形成地区等の指定：26市町(累計)	・景観形成地区等の指定：24市町(累計)	32市町(累計)	38市町(累計)	41市町(累計)	
・都市地域の緑地率30%	・都市地域の緑地率：19%	・都市地域の緑地率：(6月集計)	21%	22%	24%	【課題・問題点】 ・補助事業完了後も引き続き、地域住民が主体的に継続して、緑化活動ができるよう、フォローアップを行うことが必要 【今後の取組方針】 ・「花と緑のまちづくりセンター」と連携し、補助申請者への緑化指導等県民の取り組みを支援。
・都市部のまちなみ植樹数	・都市部のまちなみ植樹数：20万本	・都市部のまちなみ植樹数：(6月集計)	40万本 (累計)	60万本 (累計)	80万本 (累計)	
・全県花緑いっぱい運動の展開	・全県花緑いっぱい県民運動の展開	・全県花緑いっぱい県民運動の展開	人材・組織の育成による全県花緑いっぱい運動の展開			【課題・問題点】 ・全県花緑いっぱい運動を展開するため、「花いっぱいモデル助成事業」を18年度まで行ってきたが、事業終了後も引き続き、地域住民が主体的に継続的に活動できるようフォローアップすることが必要。 【今後の取組方針】 ・19年度は「持続型花緑活動支援事業」を展開し、住民主体の持続的な花緑活動への支援を実施。
・県下の花・緑活動団体数	・県下の花・緑活動団体数：2,000団体(累計)	・県下の花・緑活動団体数：2,000団体(累計)	2,100団体 (累計)	2,200団体 (累計)	2,300団体 (累計)	【課題・問題点】 ・全県花緑いっぱい運動を展開するため、「花いっぱいモデル助成事業」を18年度まで行ってきたが、事業終了後も引き続き、地域住民が主体的に継続的に活動できるようフォローアップすることが必要。 【今後の取組方針】 ・19年度は「持続型花緑活動支援事業」を展開し、住民主体の持続的な花緑活動へ支援、また、ひょうごがーテスマイスター等による住民団体への助言・指導の実施。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
18 復興市街地整備事業等の早期完成 (まちづくり復興担当部会)						
復興市街地再開事業の早期完成に向けた取り組みの推進	・新長田駅南地区(市街地再開事業)の事業推進	・新長田駅南地区(市街地再開事業)の事業推進	新長田駅南地区(市街地再開)の事業推進			【課題・問題点】 ・新長田駅南地区の一部区域で事業計画、管理処分計画が未決定。 【今後の取組方針】 ・まちづくり協議会や権利者等との精力的な協議・調整を進め、柔軟な対応により早期着工を図る。19年度中には3棟が工事完成予定。事業計画未決定地区については、引き続き地元等と協議。
復興土地区画整理事業の早期完成に向けた取り組みの推進	・西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理事業)の事業推進	・西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理事業)の事業推進	西宮北口駅北東等(土地区画整理)の事業推進			【課題・問題点】 ・築地地区、鷹取東第二地区については19年度中、新長田駅北地区、西宮北口駅北東地区、富島地区については20年度換地処分を目指す。 【今後の取組方針】 ・未移転物件に対して直接施行を視野に入れた対応を行い、早期完成を目指す。
19 復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 (まちづくり復興担当部会)						
復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進	・「復興市街地再開商業施設等入居促進事業」等の実施	・「復興市街地再開商業施設等入居促進事業」等の実施	復興市街地再開商業施設等入居促進事業等の実施			【課題・問題点】 ・新長田駅南地区において、市街地再開事業の途中でまちが未完成であることなどから、空き区画等の解消が進んでいない。 【今後の取組方針】 ・市街地再開事業の施行者である神戸市と連携しながら、支援制度の普及啓発に努め、入居の促進を図る。
20 中心市街地の活性化 (まちづくり復興担当部会)						
まちづくり三法の改正等を踏まえた、被災市街地における中心市街地活性化の推進						
・広域土地利用プログラムの策定	・「まちづくり三法」の改正 ・「広域土地利用プログラム」(阪神間、東播磨海部、中播磨海部)の策定	・「まちづくり三法」の改正(H18.5) ・「広域土地利用プログラム」(阪神間、東播磨海部、中播磨海部)の策定(H18.9)	広域土地利用プログラム(東播磨内陸部、中播磨内陸部)策定			【課題・問題点】 ・改正法に基づく基本計画の内閣総理大臣認定が多くの支援措置の前提となっているが、国は計画認定箇所を絞り込む意向であり、計画策定等より積極的に取り組むことが必要。 【今後の取組方針】 ・市町とともに「都心活性化協議会」を設置し、広域的な課題等を協議する。また、計画の内閣総理大臣認定を目指し、市町を指導。
・改正法に基づく中心市街地活性化基本計画策定済み箇所数	・改正法に基づく中心市街地活性化基本計画の策定済み箇所数	・改正法に基づく中心市街地活性化基本計画の策定済み箇所数	6か所 (累計)	12か所 (累計)	18か所 (累計)	
・商業施設等の土地利用ゾーニング策定市町数	・商業施設等の土地利用ゾーニング策定市町数:2市町(累計)	・商業施設等の土地利用ゾーニング策定市町数:2市町(累計)	5市町 (累計)	8市町 (累計)	11市町 (累計)	
・立地調整条例に基づく届出件数	・立地調整条例に基づく届出件数:30件	・立地調整条例に基づく届出件数:18件	大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の施行(毎年度30件の届出)			

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等	
			H19	H20	H21		
21 県外居住被災者の帰県支援（まちづくり復興担当部会）							
県外居住被災者の帰県の支援	・県営住宅優先入居枠の確保 ・県外居住被災者への情報提供等 （帰県意向の確認等）	・県営住宅優先入居枠の確保：80戸 ・県外居住被災者への情報提供等 （帰県意向の確認等）：172世帯	県営住宅優先入居枠の確保 県外居住被災者への情報提供等			【今後の取組方針】 ・県営住宅に入居を希望する県外被災者を対象とした優先入居枠を設定（19年度春募集において66戸を設定）	
22 災害援護資金の償還対策（健康生活部生活企画局等部会）							
未償還金の償還促進	・市町における未償還金の償還事務の促進	・市町における未償還金の償還事務の促進	市町における未償還金の償還事務の促進			償還期限の再延長等の国との協議	【課題・問題点】 ・未だ多額の未償還金があり、各市は積極的な償還指導に継続して取り組むなど償還努力を示すことが必要。 【今後の取組方針】 ・各市に対する償還指導の強化を図るとともに、取組状況等の定期報告を求める。また、償還指導員の設置経費の補助等の支援を実施。
償還期限延長の5年経過後を見据えた取り組みの推進	・国に対する免除要件の拡大等についての要望の継続	・国に対する免除要件の拡大等についての要望の継続	・国への免除要件拡大等の要望継続 ・償還期限の再延長など5年経過後を見据えた対応方針の検討				【課題・問題点】 ・各市が最大限の償還努力を行っても延長された5年間で未償還金が全額償還されることは非常に困難であることから、免除要件の拡大と償還期限の再延長を国に働きかけることが必要。 【今後の取組方針】 ・県及び関係市が協力し、国に対して要望を行うとともに、国会議員へも支援要請を実施。
23 生活福祉資金の償還対策（健康生活部生活企画局等部会）							
未償還金の償還の促進等	・県と県社協との今後の償還事務等の方針決定 ・未償還金の償還の促進等	・県と県社協との今後の償還事務等の方針決定：H19.1 ・未償還金の償還の促進等	未償還金の償還の促進等			【課題・問題点】 ・今後のさらなる償還努力が必要。また、徴収困難者等について、借受人の実態把握が必要。 ・償還免除要件について国との協議の継続実施が必要。 【今後の取組方針】 ・県社協における償還事務の強化、徴収困難者等の未償還金額の確定、償還免除要件についての国への要望の継続実施。	
24 中小企業緊急災害復旧資金の償還対策（産業労働部会）							
未償還企業に対する相談、融資条件の変更や借換貸付の活用等による円滑な償還の促進等	・緊急・災害復旧資金の償還対策についての方針（H16.12）に基づく未償還金の償還の促進等	・緊急・災害復旧資金の償還対策についての方針（H16.12）に基づく未償還金の償還の促進等	未償還金の償還の促進等			【今後の取組方針】 ・引き続き、償還事務を継続して行う。	
25 生活復興資金の償還対策（まちづくり復興担当部会）							
未償還金の償還の促進等	・未償還金の償還の促進等（H19.3現在、償還率99.9%）	・未償還金の償還の促進等（H19.3で償還終了）	未償還金の償還の促進等			【今後の取組方針】 ・償還は平成19年3月で終了しており、特に対応を要する状況にない。	
26 災害復興公営住宅の家賃対策（まちづくり復興担当部会）							
災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への円滑な移行	・特別減免から一般減免への移行の扱いについての方針決定	・特別減免から一般減免への移行の扱いについての方針決定（H18.6）	公営住宅家賃の一般減免制度等の円滑な運用			【今後の取組方針】 ・特別減免から一般減免への円滑な移行を図るため、一般減免制度への移行後は、一般の低所得者対策としての円滑な制度運用を進めるなど適切かつ公平な家賃対策を推進する。	

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
27 震災特例住宅税制の優遇措置による支援（まちづくり復興担当部会）						
震災特例住宅税制による被災市街地における住宅建設等への支援	・震災特例税制の優遇措置による住宅建設の支援	・震災特例税制の優遇措置による住宅建設の支援	震災特例税制による住宅建設支援			<p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本特例制度について、平成17年4月以降、被災市街地復興土地区画整理事業等の事業施行地区内は5年延長されている。平成22年度に延長期間の期限を迎えるため、21年度に被災市街地復興土地区画整理事業等の進捗状況を見ながら取組方針を検討。
28 被災自治体の震災関連地方債の償還対策（企画管理部会）						
被災市の実情を踏まえた既発債の償還延長等の措置への取り組み	・既発債の償還延長等の支援を国に要望	・既発債の償還延長等の支援を国に要望	償還延長等の支援を国に要望			<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災市の財政状況は依然厳しい状況が続くものと考えられ、今後、さらなる財政逼迫の状況が生じる可能性がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 与党プロジェクトチームの方針決定に基づき、議員立法による償還延長の具体化も検討されると認識しており、引き続き、国の予算編成に対する提案を通じて要望。
29 まちの保健室の定着・発展（健康生活部生活企画局等部会）						
まちの保健室の全県展開の推進						
<p>まちの保健室の開設</p> <p>H22以降の事業展開方策や県からの支援内容等の決定</p>	・まちの保健室の開設：395か所	・まちの保健室の開設：351か所	520か所（累計） ・事業内容の拡充	520か所（累計）	520か所（累計）	<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護協会に対する目標達成に向けての支援。 21年度限りで県補助金が廃止となるため、22年度以降の「まちの保健室」への支援について検討することが必要。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> まちの子育てひろばや健康福祉事務所と一層連携を強めるとともに、政令市・市町に理解を求め、開設促進を図っていく。 まちの保健室特別推進検討委員会（県看護協会）に県職員が参加し、「まちの保健室」開設促進や運営の充実について検討。 将来の「まちの保健室」のあり方について検討することを目的にまちの保健室検討委員会（県看護協会）において情報提供や助言を実施。
30 シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進（まちづくり復興担当部会）						
震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりの推進	・民間コレクティブハウジング整備へのアドバイザー派遣等 ・県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的実施の検討	・民間コレクティブハウジング整備へのアドバイザー派遣等 ・県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的実施の検討	県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的実施等	県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的実施・検証、民間事業への支援の検討等		<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> コレクティブハウジングに対する県民の認識がまだ十分でないと思われるので、引き続き県民に周知していくことが必要。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ひょうご住まいカレッジにおいて、引き続きコレクティブハウジングの建設等に関する相談に対応するとともに、制度の普及啓発の実施。 県営コレクティブハウジングにおいて、子育て世帯の入居を可能とすることにより、若年世帯と高齢者世帯との混住による子育て支援等を育成する多世代協同居住をモデル的に実施。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
31 こころのケア対策の推進（健康生活部生活企画局等部会）						
兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進	・兵庫県こころのケアセンターにおけるこころのケア事業の実施	・兵庫県こころのケアセンターにおけるこころのケア事業の実施 相談件数 1,363件 診療件数 2,593件 研修累積 211コース延べ790人受講 研究内容 短期・長期研究各4部門	兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進			【課題・問題点】 ・こころのケアに対する正しい理解を一層広めるために、今後もこころのケアに関する啓発を行うことが必要。 【今後の取組方針】 ・引き続き、こころのケアセンターにおいて、こころのケアに関する相談、診療、研究、研修等を実施。
32 心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実（教育委員会事務局部会）						
心のケアを必要とする児童生徒に対する、スクールカウンセラー等専門家及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実						
・心のケア担当教員の配置	・震災にかかる心のケア担当教員の配置	・震災にかかる心のケア担当教員の配置 ：16名	心のケア担当教員の配置の継続（～H21）			【課題・問題点】 ・震災に係る心のケア担当教員の平成21年度までの継続配置と心のケア担当教員取り組みの成果を踏まえた相談・支援体制の充実。 【今後の取組方針】 ・被災した児童生徒が中学校を卒業する21年度まで、在籍状況を把握し、必要に応じて国に対して心のケア担当教員の継続配置を要望。 ・こころのケア担当教員を対象とした研修会を実施。 (参考) ・症状の重い児童生徒や要配慮児童生徒が10名以上在籍する学校もあるため、引き続き、国に対し心のケア担当教員の継続配置を要望し、平成19年度13名の加配が決定。
・スクールカウンセラーの配置	・全公立中学校・中等教育学校271校、小学校拠点校30校へのスクールカウンセラーの配置	・全公立中学校・中等教育学校271校、小学校拠点校30校へのスクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラー配置の継続、小学校など配置校種の拡大等			【今後の取組方針】 ・国に対して、配置校種及び基準の拡大を要望。
・教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	・教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	・教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	カウンセリング・マインドを高めるための教員研修の実施			【今後の取組方針】 ・カウンセリング・マインドを高めるための教員研修を実施。
33 震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進（県民政策部会）						
ひょうごボランティアプラザを中心とした各種ボランティア活動支援の推進						
・ボランティア基金による活動助成	・ひょうごボランティアプラザ（H14.6設置）による支援事業の実施 ・「平成18年度ボランティア活動元気アッププログラム」の策定 ・ボランティア基金による活動助成 ：3,300件	・ひょうごボランティアプラザ（H14.6設置）による支援事業の実施 ・「平成18年度ボランティア活動元気アッププログラム」の策定（H18.4） ・ボランティア基金による活動助成 ：3,006件	3,300件/年	3,300件/年	3,300件/年	【今後の取組方針】 ・効果的な制度活用が図られるよう、各助成制度の一層の周知。
・NPOと行政の協働会議の設置	・NPOと行政の協働会議の設置	・NPOと行政の協働会議の開催	NPOと行政の協働による地域課題の解決に向けての協議・情報交換等の実施			【今後の取組方針】 ・地域課題の解決に向けての協議・情報交換等を行うため、引き続き、全体会、NPO部会等を開催。
・NPO貸付制度による支援	・NPO貸付制度による支援	・NPO活動応援貸付事業：貸付件数 3件	事業資金の貸付によるNPO活動発展の支援			【今後の取組方針】 ・さらなる広報活動等により、当制度の周知を図るとともに、より利用しやすい制度となるようNPOのニーズを把握しつつ利用の増加を目指す。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
地域を舞台とした団塊世代等シニア層の地域づくり活動の促進	・ボランティア活動トライやるの実施マニュアルの作成	・ボランティア活動トライやるの実施マニュアルの作成(H19.3)	団塊世代等シニア層の地域での活動による「新しい公」の担い手の創出			【課題・問題点】 ・意欲はあってもきっかけがつかめず、また、具体的な関わり方がわからない団塊世代等シニア層をいかに地域づくり活動に取り込むかが課題。 【今後の取組方針】 ・団塊世代等シニア層を主たる対象として、地域づくり活動実践のきっかけづくりに関し、活動体験準備セミナー等を実施する「団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり支援事業」をボランティア-基金助成事業として実施。
34 文化を活かした個性ある地域づくり (県民政策部会、教育委員会事務局部会)						
芸術文化センターや県立美術館等を活用した個性ある地域づくりの推進 (県民政策部会、教育委員会事務局部会)						
・芸術文化センターにおける公演の実施	・「芸術文化振興ビジョン(H16.5策定)に基づく各種文化事業の実施 ・芸術文化センターにおける公演の実施：40事業80公演(楽団事業除く)	・「芸術文化振興ビジョン(H16.5策定)に基づく各種文化事業の実施 ・芸術文化センターにおける公演の実施：131事業189公演(楽団事業除く)	80事業 140公演 (累計)	120事業 200公演 (累計)	160事業 260公演 (累計)	【今後の取組方針】 ・開館記念期間3年間の最終年となる19年度は、芸術文化センターの特質を十分に発揮して、さらなるファンの定着など事業展開を軌道に乗せる。
・県立美術館「芸術の館」の整備・充実	・特別展等魅力ある展覧会の開催	・特別展等魅力ある展覧会の開催	特別展等魅力ある展覧会の開催			【今後の取組方針】 ・年間5～6本の特別展等開催。また、展覧会に関係のある演奏会や映画の上映等を実施。
・庁舎ロビー等を活用した街かどパフォーマンスの応援	・庁舎ロビー等を活用した街かどパフォーマンスの応援：15件	・庁舎ロビー等を活用した街かどパフォーマンスの応援：15件	27件 (累計)	51件 (累計)	75件 (累計)	【課題・問題点】 ・利用実態や県民需要(ニーズ)を踏まえた改善等の検討や制度の周知。 【今後の取組方針】 ・県民需要(ニーズ)の調査研究と事業広報の充実。
ヘリテージマネージャー(歴史文化遺産活用推進員)の養成	・ヘリテージマネージャーの養成講習会の実施：45人養成	・ヘリテージマネージャーの養成講習会の実施：95人養成	ヘリテージマネージャーの養成(毎年度45人養成)			【今後の取組方針】 ・19年度は、ヘリテージマネージャーを建造物部門(30人)と美術工芸品部門(15人)の養成を実施。
35 青少年の体験・交流の機会づくりの推進 (県民政策部会)						
「子どもの冒険ひろば」「若者ゆうゆう広場」などによる青少年の体験・交流の機会づくりの推進						
・「子どもの冒険ひろば事業」の展開	・子どもの冒険ひろばの開設：280か所	・子どもの冒険ひろばの開設：295か所	360か所 (累計)	-	-	【課題・問題点】 ・情報誌の発行、関係者の交流促進等を通じて、地域に根付いた運営に結び付けていくことが必要。 【今後の取組方針】 ・フレイター、ひろばカリエーターの養成、子育て3ひろば地域交流会の開催、情報誌の発行による情報発信・PR。
・「若者ゆうゆう広場事業」の展開	・若者ゆうゆう広場の開設：40か所	・若者ゆうゆう広場の開設：40か所	50か所 (累計)	60か所 (累計)	-	【課題・問題点】 ・情報誌の発行、関係者の交流促進等を通じて、地域に根付いた運営に結び付けていくことが必要。 【今後の取組方針】 ・コースサポーターの育成、子育て3ひろば地域交流会の開催、情報誌の発行による情報発信・PR、居場所づくり推進員の配置。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
36 男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識 (県民政策部会)						
震災により再認識された男女が協働した取り組みや、家族の絆の大切さを、今日の多様な家族のあり方の中で尊重できる社会づくりの推進						
・地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置	・H18.4「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」策定・推進 ・地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置：965人(累計)	・H18.4「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」策定・推進 ・地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置：1,101人(累計)	965人 (累計)	1,485人 (累計)	1,485人 (累計)	【課題・問題点】 ・地域推進員は、全地域に推進員を設置できるよう働きかけを行うことが必要。また、企業推進員は、「男女共同参画社会づくり協定締結事業所」には1名以上設置するよう働きかけを行うことが必要。 【今後の取組方針】 ・市町推薦の拡大や協定締結事業所をはじめとする県内事業所への依頼により、男女共同参画推進員を増加する。
・県立男女共同参画センターの運営	・グループ活動支援、研修会・講演会の開催、相談業務などの実施	・グループ活動支援、研修会・講演会の開催、相談業務などの実施	グループ活動支援、研修会・講演会の開催、相談業務などの実施			【課題・問題点】 ・男女共同参画社会づくりの中核的施設として一層の機能充実を図ることが必要 【今後の取組方針】 ・引き続き、男女共同参画社会の形成のための取り組みを行うとともに、女性問題や男性問題を解決するための男女共同参画社会づくりの中核的施設として一層の機能の充実を図る。
・「ひょうご家庭応援推進協議会(仮称)」による家族の絆を深める取り組みの展開	・「ひょうご家庭応援施策検討委員会」における、家族の絆を深める取り組み等の検討	・「ひょうご家庭応援施策検討委員会」における、家族の絆を深める取り組み等の検討				【課題・問題点】 ・家族・家庭は極めて私的な領域であることから、県民自らが考え、議論を重ね、合意することにより、効果的な取り組みとすることが必要。 【今後の取組方針】 ・家庭応援フォーラムの開催、「ひょうご家庭応援推進協議会(仮称)」による家族の絆を深める取組の展開、地域・家庭の伝統行事普及事業等の実施。
・男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結	・男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結：100事業所	・男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結：124事業所	125事業所 (累計)	150事業所 (累計)	175事業所 (累計)	【課題・問題点】 ・制度の周知を図るとともに、あらゆる業種・規模の事業所に引き続き働きかけを行っていくことが必要。 【今後の取組方針】 ・引き続き、関係団体や男女共同参画推進員、市町等からの働きかけやメディアを活用した啓発等を実施。
37 コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援 (産業労働部会)						
コミュニティ・ビジネスを中心とした地域密着型事業の創造・普及への支援						
・高齢者の就業支援	・シニア生きがいしごとサポートセンター(H17.6設置)による支援：相談件数2,000件	・シニア生きがいしごとサポートセンター(H17.6設置)による支援：相談件数3,384件	生きがいしごとサポートセンターの拡充(5-6か所) 3,000件 (累計)	生きがいしごとサポートセンターによる支援 4,000件 (累計)	5,000件 (累計)	【課題・問題点】 ・高齢社会の進展と団塊世代の一斉退職により、今後、地域における高齢者支援のニーズが高まるものと考えられる。 【今後の取組方針】 ・「生きがいしごとサポートセンター」を6か所に増設するとともに、「シニア生きがいしごとサポートセンター」の機能を「生きがいしごとサポートセンター」に統合することで、シニア世代、団塊世代のコミュニティ・ビジネスへの参画を積極的に推進。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・ビジネスの起業支援 コミュニティ・ビジネスへの助成や政労使によるワークシェアリングの推進等による雇用創出 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業による立ち上げ支援：20団体 コミュニティ・ビジネス助成事業の実施：雇用創出2,400人 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業による立ち上げ支援：21団体 コミュニティ・ビジネス助成事業の実施：雇用創出2,843人 	コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業による立ち上げ支援(毎年20団体)			【課題・問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 制度についての一層の広報に務めることが必要。また、補助終了後も円滑な事業運営ができるような支援が必要。 【課題・問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 高齢社会の進展と団塊世代の一斉退職により、今後、地域における高齢者支援のニーズが高まるものと考えられる。 【今後の取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> 「生きがいしごとサポーター」を6か所に増設するとともに、「シニア生きがいしごとサポーター」の機能を「生きがいしごとサポーター」に統合することで、シニア世代、団塊世代のコミュニティ・ビジネスへの参画を積極的に推進。
38 ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営（産業労働部）						
ひょうご・しごと情報広場等によるきめ細かなワンストップの就職支援、職業能力開発等の相談、情報提供の実施						
<ul style="list-style-type: none"> ひょうご・しごと情報広場相談者数 	<ul style="list-style-type: none"> ひょうご・しごと情報広場等の運営：相談者数：5,510人 	<ul style="list-style-type: none"> ひょうご・しごと情報広場等の運営：相談者数：5,574人 	5,570人/年	5,620人/年	5,680人/年	【課題・問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 景気回復に伴い就職環境は改善されているが、離転職者や若年者、中高年の再就職等相談者が増加。 【今後の取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> 支援メニューの充実やきめこまやかな対応を図るとともに、PRを継続。
<ul style="list-style-type: none"> 地域しごと情報広場利用者数 	<ul style="list-style-type: none"> 地域しごと情報広場利用者数：4,000人/年 	<ul style="list-style-type: none"> 地域しごと情報広場利用者数：2,667人/年 	4,200人/年	4,410人/年	4,190人/年	【課題・問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 景気回復に伴い就職環境が改善されたことや、高度な支援メニューを提供するひょうご・しごと情報広場への誘導などにより相談者数が目標値を下回った。 【今後の取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> 支援メニューの見直しと充実を図るとともに、生きがいしごとサポーターとの連携やひょうご・しごとネットを活用した支援等AD-ワークなどの既存施設と異なる支援を実施していることをPR。
<ul style="list-style-type: none"> 青少年・若者のしごと体験を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年・若者のしごと体験を推進：体験者数 15,420人(累計) 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年・若者のしごと体験を推進：体験者数 17,035人(累計) 	24,350人(累計)	30,000人(累計)	38,000人(累計)	【今後の取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会の取り組みやものづくり大学の関連事業との連携を強化し、事業を充実。
39 シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援（産業労働部会）						
シニアしごと倶楽部による中高年層の再就職支援、シルバー人材センターによる生きがい就業機会の創出						
<ul style="list-style-type: none"> 50歳代シニアの就業支援など一貫した中高年就業支援対策 	<ul style="list-style-type: none"> シニアしごと倶楽部による支援：相談者数400人 	<ul style="list-style-type: none"> シニアしごと倶楽部による支援：相談者数885人 	「シニアしごと倶楽部」の運営（相談者数600人/年）			【課題・問題点】 <ul style="list-style-type: none"> 中高年求職者の雇用環境は厳しく、18年度において利用者数は前年度より増加しているなど予想を上回っており、多様なニーズが潜在していることが想定される。 【今後の取組方針】 <ul style="list-style-type: none"> 支援メニューの見直し等を随時実施し、中高年齢者の再就職支援を強化。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等	
			H19	H20	H21		
・シルバー人材センターを通じた高齢者の就業支援	・シルバー人材センターによる就業支援：45,000人	・シルバー人材センターによる就業支援：42,007人	47,000人 (累計)	49,000人 (累計)	50,000人 (累計)	【課題・問題点】 ・団塊世代の順次退職により、シルバー人材センターの会員数増が見込まれるが、65歳までの継続雇用確保措置により、会員の伸び率は鈍化。 【今後の取組方針】 ・(社)兵庫県シルバー人材センター協会が、新たな就業機会の開拓やボランティアなど多彩な活動の実施等に取り組むことができるよう引き続き支援を実施。	
40 震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興 (産業労働部会)							
人と防災未来センターなどを活用した震災ツーリズムの推進							
・ツーリズム人口	・「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」(H18.3策定)に基づくツーリズム施策の推進 ：ツーリズム人口 1億3,000万人/年	・「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」(H18.3策定)に基づくツーリズム施策に係る267事業を実施 (参考：ツーリズム人口 H17 1億2,668万人/年)	1億3700万人/年	1億4300万人/年	1億5000万人/年	【課題・問題点】 ・震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズムの振興には時代や環境の変化、顧客ニーズに迅速に対応したプログラムのステップアップが重要。 【今後の取組方針】 ・「兵庫県観光ツーリズム推進本部」のもと、全庁挙げて観光ツーリズム振興に取り組む。	
			地域資源の活用や近隣府県との連携など地域独自の取組みの強化				
41 潮芦屋の整備推進 (企業庁部会)							
潮芦屋におけるユニバーサルデザインを基本とした安全・安心なまちづくり、ウォーターフロントを活かした魅力あるまちづくりの推進							
・潮芦屋における住宅分譲戸数	・「南芦屋浜地区土地利用基本計画」(H8.1策定)に基づく事業推進 ・マリナ周辺ゾーンの整備内容の検討 ・マリナの水質向上のため、マイクロバブル工法の試験施行の実施 ・「潮芦屋県産木材使用住宅事業提案競技」を実施し事業者を決定 ・まちびらき10周年記念イベント開催に向けた検討・準備	・「南芦屋浜地区土地利用基本計画」(H8.1策定)に基づく事業推進 ・マリナ周辺ゾーンの整備内容の検討 ・マリナの水質向上のため、マイクロバブル工法の試験施行の実施 ・「潮芦屋県産木材使用住宅事業提案競技」を実施し事業者を決定 ・まちびらき10周年記念イベント開催に向けた検討・準備	・マリナ周辺ゾーン整備 ・マリナの水質向上 ・県産木材を活用した住宅の導入 ・まちびらき10周年記念イベントの実施	500戸 (累計)	550戸 (累計)	650戸 (累計)	【課題・問題点】 ・マリナと一体になってまちの核となるゾーンとするため、商業・文化等の集客施設の誘致に向けた取組が必要。 【今後の取組方針】 ・商業・文化等集客ゾーンの形成に向け事業提案競技を実施。 ・マリナの水質向上のためマイクロバブル工法の試験施行を継続実施予定。 ・平成19年5月から県産木材使用住宅21戸を新規分譲。 ・まちびらき10周年記念イベントを平成20年3月開催予定。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
42 「尼崎21世紀の森」の推進（県土整備部会、まちづくり復興担当部会）						
21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」づくりの推進						
・ 尼崎21世紀の森づくりサポーター数	・ 「尼崎21世紀の森構想」(H14.3策定)に基づく事業推進 ・ 尼崎21世紀の森づくりサポーター数：260人(累計)	・ 「尼崎21世紀の森構想」(H14.3策定)に基づく事業推進 ・ 尼崎21世紀の森づくりサポーター数：260人(累計)	270人(累計)	280人(累計)	290人(累計)	【課題・問題点】 ・ 中長期の森づくりに向けて、「尼崎21世紀の森構想」の理念のさらなる浸透を図り、「森づくりの輪」の一層の拡大に努めることが必要。 【今後の取組方針】 ・ 尼崎の森中央緑地を活用した緑地活動、運河を活用したにぎわいづくり等、これまでの市民中心の活動をより一層活発化するとともに、企業参画、企業連携を進め、工場緑化や美しい沿道景観づくりなど、企業と一体となった取組を推進。
・ 尼崎の森中央緑地整備進捗率	・ 尼崎の森中央緑地整備進捗率：37%	・ 尼崎の森中央緑地整備進捗率：35%	42%	48%	54%	
・ 尼崎の森中央緑地年間利用者	・ 尼崎の森中央緑地年間利用者：一部供用開始	・ 尼崎の森中央緑地年間利用者：一部供用開始	20万人/年	20万人/年	20万人/年	
・ 尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の運営(H18～)	・ 尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の開設	・ 尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の開設(H18.5)	P F I手法による施設の運営			
43 明舞団地等オールドニュータウンの再生（まちづくり復興担当部会）						
高齢化や住宅の老朽化が進んでいる明舞団地をモデルとしたオールドニュータウンの再生						
・ 若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムの検討	・ 「明舞団地再生計画」(H16.3策定)に基づく事業推進 ・ 明舞団地再生コンペの実施	・ 「明舞団地再生計画」(H16.3策定)に基づく事業推進 ・ 明舞団地再生コンペの実施(H18.8)	住み替えシステム の検討	E F 事業の実施		【課題・問題点】 ・ 円滑な住み替えシステムを持続的な仕組みとするため、システム運営に係る経費負担先を検討。 ・ 高齢者の住み替えにかかる不安をどのように取り除くかの検討。 【今後の取組方針】 ・ 今年度実施するモデル事業を通し、課題の解決方法を検討。
44 「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進（企画管理部会）						
震災の経験と教訓を継承・発信する「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	・ 「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定 ・ 1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施	・ 「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定(H18.12) ・ 1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施	防災力強化県民運動の展開 運動内容の理解の促進 実践活動の展開 活動のフォローの実施 ・ 「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定(毎年度) ・ 1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施			【課題・問題点】 ・ 震災の経験と教訓の風化に対する取り組みの実施と被災地外も含めた全県での取り組みの推進。 【今後の取組方針】 ・ 「ひょうご安全の日推進県民会議」が核となった防災力強化のための県民運動を展開するとともに、「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定やこれに基づく1.17ひょうご安全の日のつどい、防災訓練等の実施などの取組を推進。
45 被災者生活再建支援制度（支援法）の充実（まちづくり復興担当部会）						
被災者生活再建支援法への充実に向けた取り組みの推進	・ 被災者生活再建支援法の円滑な運用 ・ 支援法の見直しに向けた国への提案 ・ 居住安定支援制度補完事業の実施	・ 被災者生活再建支援法の円滑な運用 ・ 支援法の見直しに向けた国への提案 ・ 居住安定支援制度補完事業の実施	全国知事会との協議、国への提案 ・ 国における被災者生活再建支援法の見直し	改正支援法の運用		【課題・問題点】 ・ 国は、私有財産の形成に資する支援措置は認められないという姿勢。 ・ 各都道府県も、支援法の見直し内容や追加拠出金の対応等の考え方が違う。 【今後の取組方針】 ・ 国の制度が改善されるまでの間、居住安定支援制度補完事業の着実な実施。 ・ 20年の支援法改正に向けて、全国知事会等と連携した政府等への働きかけを実施。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
46 住宅再建共済制度の推進（まちづくり復興担当部会）						
兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の一層の加入促進						
・フェニックス共済加入率	・兵庫県住宅再建共済制度の加入促進 ・複数年一括支払割引、クレジットカード支払、インターネット申込みの導入 ・郵便局での加入申込書の受付など郵政公社との連携 ・全国制度化に向けた関係府県による勉強会の実施	・兵庫県住宅再建共済制度の加入促進：加入率 5.9% ・複数年一括支払割引、クレジットカード支払、インターネット申込みの導入（H18.10） ・郵便局での加入申込書の受付など郵政公社との連携（H19.2） ・全国制度化に向けた関係府県による勉強会の実施（H19.2）	15%	20%	25%	【課題・問題点】 ・都市部やマンション等地域の実情に応じたきめ細かな加入促進。 【今後の取組方針】 ・都市部・マンション等への加入促進策の展開。 ・比較的加入状況が良い地域の一層の加入促進。
全国制度化に向けた検討			全国制度化の検討 （全国知事会、国との協議等）			【課題・問題点】 ・全国知事会に設置した研究会の開催等。 ・被災者生活再建支援法の見直し過程における全国制度化の提案。 【今後の取組方針】 ・全国知事会に設置した研究会の開催と研究会での討議を踏まえた関係自治体間での協議。 ・被災者生活再建支援法の見直しに係る兵庫県意見の提案への盛り込み。
47 地震保険制度の改善（まちづくり復興担当部会）						
附帯要件の撤廃など地震保険制度の改善に向けた取り組みの推進	・地震保険料の改定 ・附帯要件の撤廃等の国要望	・地震保険料の改定（本県は最大52%引き下げ） ・附帯要件の撤廃等の国要望（H18.7）	附帯要件の撤廃等の国要望			【課題・問題点】 ・火災保険に地震保険を附帯することにより、契約の維持管理に係る費用を削減し、保険料の低廉化を図っている。 ・地震保険料控除の制度において、兵庫県住宅再建共済制度は適用されない。 【今後の取組方針】 ・地震保険の附帯要件撤廃等及び兵庫県住宅再建共済負担金の地震保険料控除について、引き続き国へ提案する。
48 住宅の耐震化（まちづくり復興担当部会）						
耐震診断や耐震改修支援による住宅の耐震化の推進						
・地震に対し危険な住宅を半減	・「ひょうご住宅マスタープラン」改訂 ・「兵庫県耐震改修促進計画」の策定	・「ひょうご住宅マスタープラン」改訂（H18.4） ・「兵庫県耐震改修促進計画」の策定（H19.3）	24.4万戸 （累計）	20万戸 （累計）	17.8万戸 （累計）	【課題・問題点】 ・県民意識の醸成と共同住宅における合意形成。 【今後の取組方針】 ・「ふれあいの祭典」における「ひょうご住宅耐震改修フェア」の実施。 ・共同住宅向けリーフレットを作成・配布し、共同住宅における耐震改修の取り組みを推進。
・新耐震基準適合率			88%	90%	91%	
・耐震改修済み戸数			6,800戸 （累計）	10,000戸 （累計）	11,000戸 （累計）	
・簡易耐震診断実施戸数			16,700戸 （累計）	23,300戸 （累計）	30,000戸 （累計）	【課題・問題点】 ・県民意識の醸成。 【今後の取組方針】 ・引き続き、市町と連携した事業の推進。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
49 公共施設等の耐震化（企画管理部会、まちづくり復興担当部会、教育委員会事務局部会）						
地域住民が多数利用したり、災害発生時に被災者の救護、避難所として重要な機能を担う公共施設の耐震化の推進						
・ 県有施設の耐震化推進	・ 県有施設耐震化計画（H17.1改訂）による県有施設の耐震化 ：29施設（累計）（65%）	・ 県有施設耐震化計画（H17.1改訂）による県有施設の耐震化 ：29施設（累計）（65%）	37施設 （累計）（71%）	40施設 （累計）（77%）	43施設 （累計）（83%）	【今後の取組方針】 ・ 第1期施設（21施設（残12施設））については、平成13～22年度に整備する。また、平成23～37年に整備予定の第2期施設（84施設）のうち、兵庫県耐震改修促進計画における目標値達成に必要な棟を平成27年度までに整備。
・ 県立学校耐震化10か年作戦	・ 県立学校耐震化10か年作戦 ：13校（累計）	・ 県立学校耐震化10か年作戦 ：12校（累計）	27校 （累計）（29%）	27校 （累計）（29%） （19校着手 ：H22完了）	27校 （累計）（29%）	【課題・問題点】 ・ 耐震設計及び評価取得等に時間を要する。 【今後の取組方針】 ・ 事業の進捗にあわせ、随時、各学校における耐震化着手時期の見直しを行いながら、10か年（H16～25）で全ての県立学校の耐震化に着手。
・ 県営住宅耐震改修	・ 県営住宅耐震改修	・ 県営住宅耐震改修：34棟（累計）	54棟 （累計）（47%）	74棟 （累計）（64%）	94棟 （累計）（81%）	【今後の取組方針】 ・ 耐震化は計画どおり進捗しており、今後も耐震化を推進。
50 防災対策の計画的推進（企画管理部会）						
震災の教訓を踏まえた防災対策の計画的推進	・ 「兵庫県地域防災計画」の修正	・ 「兵庫県地域防災計画」の修正 ：H19.3	兵庫県地域防災計画等に基づく総合的な防災対策の推進 「ひょうご防災戦略プログラム」策定 「ひょうご震災復興計画ガイドライン」策定			【今後の取組方針】 ・ 「ひょうご防災戦略プログラム」の策定については、計画どおり平成19年度中に策定。平成20年度に計画している「ひょうご震再復興計画ガイドライン」については、今後、取組方針等を検討。
51 災害時における情報発信の充実（企画管理部会）						
災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みの構築	・ フェニックス防災システムの運用 ・ ひょうご防災ネットの運用 ・ 消防防災ヘリコプターテレビ電送システムの構築 ・ 兵庫衛星通信ネットワークの運用	・ フェニックス防災システムの運用 ・ ひょうご防災ネットの運用 ・ 消防防災ヘリコプターテレビ電送システムの構築：H18.8～H19.9 ・ 兵庫衛星通信ネットワークの運用	フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネット等の充実			【課題・問題点】 ・ （ひょうご防災ネットについて）独自システム開発市町及び携帯電話不感地域を多く含む市町等の参画。 ・ 災害発生が予測される危険地域に監視カメラを配備し、県災害対策センターにおいて被害状況を迅速に把握できる仕組みを構築することが必要。また、地域衛星通信ネットワークのアナログ映像伝送が平成20年3月に廃止されるため、デジタル化に対応することが必要。 【今後の取組方針】 ・ 県民局を通じた未参加市町への参加依頼（独自システムを開発している市町については、相互リンク等を検討）及び既参加市町への活用促進。 ・ ひょうご防災ネットの普及啓発・広報（防災チラシ、ニューひょうご、県民だよりひょうご） ・ 南海地震等による津波災害に備え、淡路島南岸地域に津波監視カメラを配備。また、地域衛星通信ネットワークの映像伝送ネットワークの映像伝送のデジタル化移行に対応するため、デジタル映像送受信装置を設置。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
52 家屋被害認定士の養成（企画管理部会）						
家屋被害認定士の養成の推進	・家屋被害認定士の養成：累計174人	・家屋被害認定士の養成：累計174人	家屋被害認定士の養成 目標達成 360人(累計)	家屋被害認定制度の 円滑な運用		<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度以降の養成研修のあり方、事後研修の実施体制等について検討。 市町間における被害調査委の統一的運用の体制整備 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町の状況なども聴取しながら調整を進める。（19年度養成目標数 186人）
53 被災建築物応急危険度判定制度の推進（まちづくり復興担当部会）						
被災建築物応急危険度判定士の養成の推進	・被災建築物応急危険度判定士の養成：累計2,041人	・被災建築物応急危険度判定士の養成：登録1,992人	被災建築物応急危険度判定士の養成（目標2,500人）		<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録判定士の高齢化と更新しない判定士の増加。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築士免許合格者等の新規判定士の確保と判定士の更新登録の徹底。 	
54 自主防災組織の活性化（企画管理部会）						
自主防災組織の育成・活性化への支援	・自主防災組織の育成支援等：組織率95.1%	・自主防災組織の育成支援等：組織率95.1%	自主防災組織の育成・活性化への支援		<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災力のさらなる向上を図るため、自主防災組織等地域の様々な団体による活動を支援し、家庭や身近な地域での防災活動の取り組みを支援することが必要。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域防災推進会議の開催(H20.1)、地域防災活性化啓発用冊子の作成、婦人防火クラブ・幼少年消防クラブの連携を図るための交流研修会の実施。 	
55 災害ボランティアへの活動支援（企画管理部会、県民政策部会）						
災害ボランティア支援関係機関のネットワーク化など災害ボランティアへの活動支援	・「災害ボランティア活動支援指針」の改訂	・「災害ボランティア活動支援指針」の改訂：H19.3改訂	災害ボランティア活動の支援体制の整備等	災害ボランティアへの活動支援の充実		<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年10月の台風23号以降、派遣実績がないなど、制度が有効活用されていない。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> コースレタの見直し、より実践的な訓練の実施等制度の運営方法を見直すとともに制度の周知を図る。
56 災害時要援護者への支援（企画管理部会、健康生活部生活企画局等部会）						
高齢者や障害者など災害時における要援護者への支援の充実						
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の緊急情報発信システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 「災害弱者支援指針」の改訂 災害時の緊急情報発信システムの構築（聴覚障害者災害等緊急時情報発信システム）：登録者数 590人(累計) 	<ul style="list-style-type: none"> 「災害弱者支援指針」の改訂：H19.3改訂 災害時の緊急情報発信システムの構築（聴覚障害者災害等緊急時情報発信システム）：登録者数 548人(累計) 	880人 (累計)	1,170人 (累計)	1,470人 (累計)	<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の聴覚障害者への情報提供システムの周知、登録者数の拡大。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県聴覚障害者協会と連携し、県、市町広報媒体の活用や県、市福祉事務所を通じた周知等の方策により、早期に聴覚障害者全員を登録。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
・災害時の緊急情報の14言語での提供	・携帯電話による5言語での緊急情報発信システム「ひょうごE(インターネット)」の構築・運用 ・災害時の緊急情報の14言語での提供 ：登録者数 1,800人(累計)	・携帯電話による5言語での緊急情報発信システム「ひょうごE(インターネット)」の構築・運用 ・災害時の緊急情報の14言語での提供 ：登録者数 720人(累計)	3,600人 (累計)	6,000人 (累計)	-	【課題・問題点】 ・「ひょうごE ネット」への一層の登録加入促進。 【今後の取組方針】 ・国際局との連携、多言語放送局へのPR依頼、外国人コミュニティへのPR強化。
57 災害時の広域避難者への支援 (企画管理部会)						
全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築	・他府県との相互応援協定の締結の働きかけ等	・他府県との相互応援協定締結も含め、広域避難者の所在把握のための効果的な方法の検討等 ・「ひょうご防災ネット」を利用した広域避難者への情報発信方法の検討。	他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど、広域避難者の所在把握の仕組みの検討			【課題・問題点】 ・県外等への広域避難時に、現所在地を避難元市町に連絡する必要性の周知方法。 ・府県相互の協力も含めた広域避難者の有効な把握方法。 【今後の取組方針】 ・ひょうご防災ネットのさらなる加入登録者の促進とマスコミ(近畿圏内)を含めた広域避難者への呼びかけ方法の検討。
58 災害救助法に基づく救助の見直し等 (企画管理部会)						
災害救助法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方の見直し 防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進	・災害救助法に係る国への要望	・災害救助法に係る国への要望	災害救助法に係る国への要望等 県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化を検討			【課題・問題点】 ・救助のあり方は漸進的に改善されてきているものの、実現されていないものが残されている。 【今後の取組方針】 ・今後とも、「国の予算編成に対する提案」において国への要望を継続。 また、防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進については、中長期的課題として方向性を含めて検討。
59 災害時における警察活動の推進 (警察部会)						
都市型駐在所の設置など災害時における警察活動の推進	・都市型駐在所の運用(HAT神戸等3か所) ・災害モニター、災害時等警察活動協力員の委嘱	・都市型駐在所の運用(HAT神戸等3か所) ・災害モニター、災害時等警察活動協力員の委嘱 ：委嘱人数 災害モニター 354人 警察活動協力員 652人	都市型駐在所の運営、災害モニター等の活用等			【課題・問題点】 ・年々高齢化が進む中、ますます被災者及び高齢者に対する立ち寄り等の支援活動の重要性が増している。 ・災害時等警察活動協力員の運用開始から約11年になるが、活動機会がなく、協力員としての意識の希薄化が懸念される。 【今後の取組方針】 ・今後とも住宅を管理する行政機関や都市再生機構との連携強化により、都市型駐在所勤務員による高齢者宅への立ち寄りやふれあい活動などの地域安全活動を実施。 ・災害時等警察活動協力員としての意識の定着化と任務の周知徹底を図るため、研修会等による指導教養及び防災訓練等への積極的な参加促進。
60 災害救急医療の取り組み (健康生活部生活企画局等部会)						
兵庫県災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みの推進	・災害救急医療システムによる災害救急医療の取り組みの実施 ・兵庫県版DMATの体制整備	・災害救急医療システムによる災害救急医療の取り組みの実施 ・兵庫県版DMATの体制整備	災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組みの充実			【課題・問題点】 ・災害拠点病院の中には医師不足等により、災害直後に他圏域や他府県での対応は困難と考える病院があり、対応可能な災害拠点病院が所在する圏域に偏りがある。 【今後の取組方針】 ・兵庫県医療審議会救急医療部会で基本方針について協議、承認を得ており、具体的な運用方法について、関係機関との調整を実施。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
61 「兵庫の防災教育」の推進（教育委員会事務局部会）						
阪神・淡路大震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の推進	・防災教育推進連絡会議や防災教育研修会の実施等 ・県立舞子高校環境防災科の取り組み	・防災教育推進連絡会議や防災教育研修会の実施等 ・県立舞子高校環境防災科の取り組み	← 防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施 学校等における防災教育の充実			【今後の取組方針】 ・連絡会議(全体会)において、取り組むべきテーマや重点課題を決定し、地区別の連絡会議につなげるとともに、全公立学校の防災教育を担当する教員を対象とした研修会を実施。
62 震災・学校支援チーム(EARTH)の取り組みの推進（教育委員会事務局部会）						
EARTHによる災害被災地への支援活動や各種研修活動等への指導助言の推進	・震災・学校支援チームの運営：但馬(台風23号)等への専門家派遣	・震災・学校支援チームの運営：インドネシア(スマトラ島沖地震被災地)各種研修活動等への専門家派遣	← EARTHの運営(災害被災地への支援、各種研修活動等への指導助言)			【今後の取組方針】 ・引き続き、防災の専門的知識と実践的対応について訓練・研修を積み、県内外の被災地の学校の教育復興や、被災児童生徒の心のケアなどの支援に当たるほか、地域の防災訓練等において指導助言を実施。
63 人と防災未来センターの積極的な活用（企画管理部会）						
人と防災未来センターによる震災の経験と教訓の継承・発信	・人と防災未来センターの運営：17年度来館者数 531,485人 ・災害被災地への専門家派遣(新潟中越地震、スマトラ島沖地震津波被害等)	・人と防災未来センターの運営：18年度来館者数 520,016人 ・災害被災地への専門家派遣：鹿児島県北部豪雨災害、石川県能登半島地震	← 人と防災未来センターの運営 災害被災地への専門家派遣 ← 人と防災未来センターの展示 リニューアルの検討・実施			【課題・問題点】 ・当該施設は年々来館者数が減ってきていることから、防災未来館の展示リニューアルを行い、展示内容の充実や情報発信機能を強化し来館者数の増に努めることが必要。 【今後の取組状況】 ・引き続き、来館者数の増に努める。
64 国際防災復興協力機構(IRP)への運営支援（企画管理部会）						
国内外の災害へのIRPによる支援活動の推進	・国際防災復興協力機構(IRP)の運営(パキスタン等への専門家派遣)	・国際防災復興協力機構(IRP)の運営(パキスタン等への専門家派遣)	← IRPによる国内外の災害被災地への支援			【課題・問題点】 ・近年、国内外で大規模な災害が多発している現状で、被災地への支援活動を行う国際防災復興協力機構(IRP)の活動が円滑に行えるよう支援を継続することが必要。 【今後の取組方針】 ・国際防災復興協力機構(IRP)の運営に対する支援を引き続き実施(調査研究、セミナーの開催)
65 国際防災・人道支援協議会に対する支援（企画管理部会）						
国際防災・人道支援拠点の形成に向けた取り組みの推進	・関係機関による連携事業(H19.1フォーラム開催等)への支援	・関係機関による連携事業(H19.1フォーラム開催等)への支援	← 国際防災・人道支援協議会による取り組みの推進			【課題・問題点】 ・近年、国内外で大規模な災害が多発している現状で、防災関係機関の相互連携を図り、総合的な防災協力の方策を検討し、成果を国内外に発信することで、世界の減災対策を推進することが必要。 【今後の取組方針】 ・引き続き、国際防災・人道支援関係機関による連携事業(フォーラムの開催)への支援を実施。
66 国際的な防災研修専門機関の整備（企画管理部会）						
国際的な防災専門研修機関の設立に向けた取り組みの推進	・国際防災専門研修機関の設立支援	・国際防災専門研修機関の設立支援	← 国際防災研修センターの設立(H19.5.17) 国際防災研修センターの運営			【課題・問題点】 ・わが国の防災分野の技術協力を効率的に促進し、その実施体制の強化を図り、防災分野に関する開発途上国のニーズの多様化と高度化に応えるため、人材の研修など国内活動を総合的に調整する拠点である国際防災研修センターの運営について、積極的な支援が必要。 【今後の取組方針】 ・同センターの運営(シボジムの開催等)への支援の実施

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
67 三木総合防災公園、地域防災公園等の整備（企画管理部会、まちづくり復興担当部会）						
広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備推進	・「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」に基づく防災公園等の整備 ・淡路広域防災拠点の整備	・「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」に基づく防災公園等の整備 ・淡路広域防災拠点の整備：H19.2	→			【課題・問題点】 ・震災の教訓を踏まえ、災害時には全県的な応急活動拠点となる「三木総合防災公園」の早期全面開園が緊急の課題となっている。また、災害時に防災機能を高める公園の整備を計画的に進めることが必要。 【今後の取組方針】 ・三木総合防災公園については、運動施設、園路広場等の整備に対する支援を求め、平成21年度事業完了を目指す。 ・地域防災拠点については、引き続き国庫補助を活用し、地域防災公園となる都市公園の整備を推進。
68 大阪湾岸道路西伸部の推進（県土整備部会）						
大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド～名谷JCT）の早期事業化に向けた取り組みの推進	・六甲アイランド～駒ヶ林南の環境影響評価及び都市計画決定手続等	・六甲アイランド～駒ヶ林南の環境影響評価及び都市計画決定手続等	→			【課題・問題点】 ・早期の都市計画決定と事業スキームの検討（事業手法、段階整備等） 【今後の取組方針】 ・早期都市計画決定及び都市計画決定手続の着実な進捗。 ・平成19年中に策定される道路整備の中期計画への西伸部の整備の位置付け及び道路特定財源の活用による地方負担軽減を図る新たな制度創設に向けた国への働きかけ。
69 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進（県土整備部会）						
表六甲山麓を土砂災害から守る六甲山系グリーンベルト整備事業の推進						
・六甲山系グリーンベルト整備事業の実施	・「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」(H8.3策定)に基づく事業推進 ：述べ公有地化面積 893ha	・「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」(H8.3策定)に基づく事業推進 ：述べ公有地化面積 927ha	918ha (累計)	943ha (累計)	968ha (累計)	【課題・問題点】 ・樹林帯の整備と事業目的である「自然環境の保全」や「健全なレクリエーションの場の提供」を具体化するため、防災樹林地の活用を図ることが必要。 【今後の取組方針】 ・地域住民が六甲山を地域の里山として、適正に管理、利活用し、防災意識の醸成と住民主体による森づくりを推進。 ・防災学習、自然観察、森づくり学習など、一般県民に開かれた里山としての利活用の推進。 ・取得した公有地を適正に管理するため、関係職員によるワーキンググループを立ち上げ、住民参加の森づくりと連携する管理方を策定。
70 阪神疎水構想の推進（県土整備部会）						
河川、公園、緑地等が連携する水と緑のネットワークの整備	・水源確保の見通しが不確定な状況	・水源確保の見通しが不確定な状況	→			【課題・問題点】 ・構想に対する地域（国、府県、市、地域住民）の合意形成。 ・水源の確保。 ・事業評価・環境への影響の把握。 【今後の取組方針】 ・阪神疎水の水源となる淀川については、水源確保の見通しが立っていない。 ・国では、水源確保の見通しが立った段階で阪神疎水検討協議会において事業評価や実現性について検討。 ・県では、国の動向を見ながら対応。

推進方策 項目・施策目標	18年度の現状・予定	18年度実績	全体計画			課題、今後の取り組み等
			H19	H20	H21	
71 災害時における食料の安定供給等（農林水産部会）						
災害時における食料の安定供給やため池の管理、災害に強い漁港づくりなどの推進						
・農地等の保全 警戒ため池の解消	・警戒ため池の解消 ：警戒ため池の箇所数 172箇所 (累計)	・警戒ため池の解消 ：警戒ため池の箇所数 156箇所 (累計)	133か所 (累計)	93か所 (累計)	63か所 (累計)	<p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ため池の決壊による災害を未然に防止するためには、ため池の整備を一層進める必要があるが、対象となるため池数が多く、膨大な経費と時間が必要となる。 また、農家の減少、高齢化等の影響で、地元負担を伴う整備事業に対する農家の意識が消極的になってきており、事業実施箇所数が減少している。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急に整備の必要な部分のみの整備で効率的に安全度の向上を図る整備手法を採用。 県と市町が連携して説明会を行い、ため池管理者の意識改革を図るなど、啓発活動を強化。
・災害に強い漁村づくり 海岸保全施設の整備完了	・海岸保全施設の整備完了：2地区 (累計)	・海岸保全施設の整備完了：2地区 (累計)	4地区 (累計)	5地区 (累計)	6地区 (累計)	<p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、推進方策策定時の計画に基づき、海岸保全施設の整備を推進。

阪神・淡路大震災復興フォローアップ

高齢者自立支援・まちのにぎわいづくり
推進プログラム2007

高齢者自立支援

～高齢者の“安心・元気”につながる自立支援のしくみの構築～

まちのにぎわいづくり

～まちの“元気創出・資源活用・再生促進”によるにぎわいづくり～

平成19年2月

兵庫県

プログラム策定の趣旨

阪神・淡路大震災から 12 年が経過したいま、人口や総生産、有効求人倍率などの指標は震災前の水準を回復し、面的整備事業が着実に進捗しているなど、被災地の復興は、全体としては概ね順調に推移している。

しかしながら、高齢者の加齢に伴う生活再建の困難な状況や単身高齢者の閉じこもり、自治会活動等の停滞など、高齢者を取り巻く課題が個別・多様化するとともに、一部の地域では人口が回復しておらず、空地や空店舗が増加するなど、震災により失われたまちなぎわいが回復できていないところもある。

このため、被災地の復興に向けて、「高齢者の自立支援」及び震災により失われた「まちなぎわいづくり」が残された課題となっている。

「復興フォローアップ委員会」の報告では、兵庫県に対し、平成 19 年度における復興フォローアップ施策の展開に向け、引き続き、「高齢者の“安心・元気”につながる自立支援のしくみの構築」及び「まちなぎわいづくり“元気創出・資源活用・再生促進”によるまちなぎわいづくり」を重点課題と位置づけ、復興フォローアップに関する推進プログラムを策定し、取組みを積極的に推進するよう求めている。

また、同委員会の提言を踏まえ平成 18 年度に創設した「高齢者自立支援ひろば」及び「まちなぎわいづくり一括助成事業」については、18 年度の実施状況の検証を踏まえ、適切なフォローアップを行うよう求めている。

本プログラムは、同委員会の報告を踏まえ、「高齢者自立支援ひろば」及び「まちなぎわいづくり一括助成事業」の充実に向けた重点的な取組みをはじめとして、復興フォローアップに向けて平成 19 年度に取り組む施策を取りまとめたものである。

プログラムの構成

高齢者自立支援

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 . 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり | 3 |
| 2 . 高齢者の元気づくり | 8 |

まちのにぎわいづくり

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 . まちの「元気」の創出 | 12 |
| ～多様な主体の参画と協働によるまちのにぎわい創出～ | |
| 2 . まちの「資源」の活用 | 16 |
| ～地域資源を活かしたまちのにぎわいづくり～ | |
| 3 . まちの「再生」の促進 | 19 |
| ～復興市街地整備事業の早期完成とにぎわいの再生～ | |

<表中>

: 新規・拡充事業

【カッコ内】: 平成 19 年度当初予算額

高齢者自立支援

1. 高齢者が安心して暮らせるしくみづくり

今後の高齢化の進展や高齢者を取り巻く課題が複雑化していく中、高齢者が安心して暮らしていくため、高齢者自立支援ひろばの取り組みの充実や、LSAなど一般の高齢者支援施策との連携など高齢者の見守り体制を構築するとともに、いきいき県住推進員による自治会の支援や新婚世帯・子育て世帯の公営住宅への優先入居など高齢者を包み込むコミュニティづくりを支援する。

また、県営住宅のバリアフリー化やユニバーサル社会づくり、住宅改修事業者の登録など、高齢者に優しい環境づくりを推進することにより、高齢者が安心して暮らせるしくみづくりを進めていく。

(1) 高齢者の見守り体制の構築ときめ細かな生活支援

平成19年度実施事業	担当課室
<p>高齢者自立支援ひろばの開設〔復興基金〕（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復興公営住宅内にひろばを設け、社会福祉法人やNPO法人等が、自治会や他の支援者と連携して、常駐型の見守りとコミュニティ支援などのサービス提供を実施。 ・見守り支援者の資質向上を図る実践的な研修を実施するとともに、専門家グループによる相談・指導を実施。【107,784千円】 <p>充実に向けた取り組み</p> <p>高齢者自立支援を目的とする取り組みの集大成である「高齢者自立支援ひろば」を順次開設するとともに、復興フォローアップ委員会からの提案を踏まえ、“ひろば”の機能充実に図る。</p> <p>< “ひろば”の開設 ></p> <p>【平成18年度】 淡路市1箇所、三田市1箇所、宝塚市2箇所、神戸市2箇所の6箇所を開設済み。 加えて神戸市2箇所（上記以外）、西宮市2箇所、伊丹市1箇所を平成19年3月までに順次開設する。</p> <p>【平成19年度】 開設予定9箇所(平成21年度末までに40箇所を目標に開設)</p> <p>< “ひろば”機能の充実 ></p> <p>運営団体への助言・相談体制の確立 “ひろば”の4つの機能（見守り機能、健康づくり機能、コミュニティ支援機能、支援者のプラットフォームの場）が十分に発揮されるよう専門家による助言・相談などきめ細かなフォローアップを実施する。 スタッフの実践的研修の実施 “ひろば”の現場スタッフを対象に実践的な研修を実施し、見守り支援者として必要な観察能力やカウンセリング能力の向上を図っていく。</p>	<p>県土整備部 復興支援課 (内線5857)</p>

平成 19 年度 実施事業	担当課室
<p>SCS（高齢世帯生活援助員）による支援 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復興公営住宅に居住する高齢者の安否確認や生活指導、相談対応を実施するとともに、コミュニティづくりの支援を実施。 <p>順次、高齢者自立支援ひろばに移行 【186,165千円】</p>	<p>県土整備部 復興支援課 (内線5857)</p>
<p>LSA（生活援助員）による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバーハウジングに居住する高齢者等を対象に、生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などの支援を実施。 <p>【 - 】</p>	<p>健康生活部 高齢福祉課 (内線2944)</p>
<p>LSA（生活援助員）活動強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LSA活動を支援するため、LSA等に対する専門相談会及び研修・交流会を開催。 <p>【700千円】</p>	<p>健康生活部 高齢福祉課 (内線2944)</p>
<p>民生委員・児童委員による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等福祉サービスを必要とする人の生活上の悩みや困りごとの相談活動を、各市町の区域単位で実施。【385,138千円】 	<p>健康生活部 社会援護課 (内線2925)</p>
<p>夜間・休日「安心ほっとダイヤル」の開設 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LSA、SCSによる見守り対象世帯等の夜間・休日の不安解消のため、フリーダイヤルによる電話相談窓口を開設。 <p>【44,453千円】</p>	<p>県土整備部 復興支援課 (内線5857)</p>
<p>ガスメーター等を活用した見守りシステムの普及促進[復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者による見守り活動を補完・強化するため、ガスメーターや熱センサー等のITを活用した見守りシステムの普及促進。 <p>【21,800千円】</p>	<p>県土整備部 復興支援課 (内線5857)</p>
<p>被災者に対する公営住宅家賃の一般減免制度への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅家賃の特別減免制度（入居後10年間）の適用期間が満了した11年目を迎える低額所得の被災入居者に対し、県・被災市町が、それぞれの一般減免制度を適用し支援。【 - 】 	<p>県土整備部 住宅管理課 (内線4775)</p>
<p>所有不動産を担保とした貸付制度の創設（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定額以上の不動産を有する要保護世帯について所有不動産を担保とした貸付制度を創設。 <p>【6,257千円】</p>	<p>健康生活部 社会援護課 (内線2925)</p>
<p>県外居住被災者に対する支援 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰県を希望する県外被災者について、個別に必要な支援につなぐ登録制度を実施するとともに、電話訪問相談員による相談・情報提供や住宅情報の送付を実施。 ・帰県を希望する県外被災者の希望地近傍の県営住宅に県外被災者優先枠を設定。 <p>【5,632千円】</p>	<p>県土整備部 復興支援課 (内線5857) 県土整備部 住宅管理課 (内線4775)</p>

(2) 高齢者を包み込むコミュニティづくり

平成19年度実施事業	担当課室
<p>新婚世帯・子育て世帯に対する県営住宅への優先入居枠の拡大 (拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新婚世帯・子育て世帯の公営住宅への優先入居枠を拡大し、公営住宅における入居者の世代間バランスを図り、良好なコミュニティづくりを推進。 【-】 	<p>県土整備部 住宅管理課 (内線4775)</p>
<p>特定公共賃貸住宅への入居支援 (新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新婚世帯及び子育て世帯に対し、優先入居や家賃減免による入居支援を実施。 【-】 	<p>県土整備部 住宅管理課 (内線4775)</p>
<p>県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施 (新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県営コレクティブハウジングにおいて若年世帯と高齢者世帯の混住による子育て支援、良好なコミュニティ、相互扶助システムを育成する多世代協同居住をモデル的に実施。 【-】 	<p>県土整備部 住宅管理課 (内線4775)</p>
<p>いきいき県住推進員による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> いきいき県住推進員による災害復興県営住宅等における自治会の設立・運営に係る支援や入居者と地域住民との交流事業への支援などコミュニティづくりを支援。 【77,738千円】 	<p>県土整備部 住宅管理課 (内線4775)</p>
<p>コミュニティ・ビジネス等生きがいごと支援事業 (拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生きがいごとをコミュニティ・ビジネスとして定着させ、地域社会に貢献するため、起業支援ゼミナールや職業紹介事業等を実施。 【83,588千円】 	<p>産業労働部 しごと支援課 (内線3776)</p>
<p>コミュニティサポート支援事業 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅等におけるコミュニティ形成を支援するために、仲間づくり・生きがいづくり事業を実施。 順次、高齢者自立支援ひろばに移行 【20,250千円】 	<p>県土整備部 復興支援課 (内線5857)</p>
<p>被災高齢者自立生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅に入居している高齢者を対象に、生きがい交流事業等を通じて良好なコミュニティを形成し、生きがいを持って安心して自立生活が営めるよう支援を実施。 【45,057千円】 	<p>健康生活部 高齢福祉課 (内線2944)</p>
<p>災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> NPO・ボランティアグループが自治会等と連携・協力して行うふれあい交流事業に対して助成。 【11,542千円】 	<p>県土整備部 復興支援課 (内線5857)</p>
<p>県民ボランティア活動助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉、環境創造、国際交流等、特定非営利活動促進法に規定する17分野のボランティア活動に対して助成。 【90,000千円】 	<p>県民政策部 参画協働課 (内線2842)</p>

平成 19 年度 実施事業	担当課室
<p>NPOコミュニティ・ビジネス等活動応援貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内で幅広く展開されているNPOの活動が、さらに継続、発展していくよう、NPOを対象とした貸付を実施。 <p>【33,981千円】</p>	<p>県民政策部 参画協働課 (内線2842)</p>
<p>地域づくり活動応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取り組みや、地域団体の連合組織等による広域的な取り組みなどに対して助成を行い、地域づくり活動のノウハウを形成・共有。 <p>【100,000千円】</p>	<p>県民政策部 参画協働課 (内線2789)</p>
<p>コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ビジネスの事業の立ち上がりを支援するとともに、ビジネス体制の強化を支援。 <p>【41,673千円】</p>	<p>産業労働部 商業振興課 (内線3635)</p>
<p>地域づくり活動サポーター設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の様々な地域づくり活動を効果的に支援するため、県民の身近なアドバイザーとして、地域づくり活動サポーターを設置。 <p>【33,999千円】</p>	<p>県民政策部 参画協働課 (内線2789)</p>

(3) 高齢者に優しい環境づくり

平成 19 年度 実施事業	担当課室
<p>ユニバーサル社会づくり実践モデル地区整備の推進（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル社会づくり実践モデル地区を指定し、地域住民、民間事業者行政が一体となって、ハード・ソフト両面からまちづくりを重点的に実施し、ユニバーサル社会の早期実現を推進。 <p>【10,300千円】</p>	<p>県土整備部 まちづくり課 (内線2721)</p>
<p>公共交通のバリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化困難駅に対応できるよう補助基本額を引き上げるとともに、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置及びノンステップバスの購入を支援。 <p>【272,129千円】</p>	<p>県土整備部 まちづくり課 (内線2721)</p>
<p>ユニバーサル社会づくり兵庫県率先行動計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験型職員研修等の実施や県主催の会議、大会、イベント等への磁気ループシステム（難聴者補聴支援システム）の導入など、行政が提供するサービスの向上を推進。 <p>【1,405千円】</p>	<p>健康生活部 ユニバ-ル課 (内線2835)</p>
<p>ユニバーサル社会づくり情報発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル社会づくりの理念の普及や実践活動の参考となる先導的事例等の情報を提供。 ・県立施設、公共交通機関等のバリアフリー情報をデータベース化し、インターネットで情報発信。 <p>【6,218千円】</p>	<p>健康生活部 ユニバ-ル課 (内線2833)</p>

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
<p>住宅改修事業者登録制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質リフォーム事業者によるリフォームトラブルを防止するため、住宅リフォーム事業者の登録制度により、高齢者等が安心して住宅のリフォーム事業者を選択できる環境を整備。 <p style="text-align: right;">【1,387千円】</p>	<p>県土整備部 住宅計画課 (内線4637)</p>
<p>住宅リフォーム相談体制等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご住まいサポートセンターにおいて、悪質リフォーム事業者対策として、相談業務及び安全・安心住宅改修アドバイザーの派遣を実施。 <p style="text-align: right;">【3,000千円】</p>	<p>県土整備部 住宅計画課 (内線4843) (内線4637)</p>
<p>人生80年いきいき住宅改造助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等に配慮した既存住宅の改造や共用部分のバリアフリー化工事等に対して助成。 <p style="text-align: right;">【439,928千円】</p>	<p>県土整備部 まちづくり課 (内線4729)</p>
<p>県営住宅の高齢者向け改修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居住に配慮して、浴槽埋込、手すりの設置、床の段差解消等の改修を実施。 <p style="text-align: right;">【49,344千円】</p>	<p>県土整備部 公営住宅課 (内線4750)</p>
<p>くらしの安全・安心サポート体制の強化（拡充）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者からの相談に迅速・的確に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、製品事故や食の不安に対する相談窓口を整備。 <p style="text-align: right;">【35,999千円】</p>	<p>県民政策部 消費生活室 (内線2790)</p>
<p>地域のくらし安全強化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらしのクリエイターや地域団体と協働で悪質商法に関する情報提供や地域住民への声かけ運動を展開。 <p style="text-align: right;">【5,535千円】</p>	<p>県民政策部 消費生活室 (内線2790)</p>

2 . 高齢者の元気づくり

高齢者が元気で生きがいを持って、いきいきと暮らしていくためには、まず、健康を維持し増進できること、その上で、学びを通して自己を高め、仲間づくりができること、さらには、就労やボランティアな活動を通して積極的に社会参加できることが重要である。

このため、「まちの保健室」事業による高齢者の健康づくりや高齢者大学などの高齢者に対する学びの場の提供、学びを実践に移し、積極的に社会参加できるよう情報提供、相談など支援を行っていくことにより、高齢者の元気づくりを進めていく。

(1) 高齢者の健康づくり

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
地域包括支援センターの運営支援 ・要介護高齢者やその家族からの在宅介護等に関する相談に応じ、利用者のニーズに応じた介護サービスをはじめとする各種保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう、市町やサービス実施機関等との調整等を実施。【2,236千円】	健康生活部 介護保険課 (内線2947)
介護支援専門員資質向上事業 ・介護支援専門員を対象に、実務経験に応じた資質向上のための現任者向けの研修や他の介護支援専門員を支援する主任介護支援専門員を養成するための研修を実施。【5,690千円】	健康生活部 介護保険課 (内線3106)
介護予防事業支援事業（新規） ・予防給付及び地域支援事業、地域包括支援センターの運営状況について調査・検証し、市町への助言を行うなど、効果的な事業の実施を支援。【5,195千円】	健康生活部 介護保険課 (内線2947)
「まちの保健室」事業・「まちの保健室」キャラバン隊訪問事業 [復興基金] ・被災高齢者等が心身の不安や悩みを身近なところで気軽に看護師等に相談できる場を、コミュニティプラザ等で開設。 ・SCS等とともに閉じこもりがちな人への訪問活動を実施。【18,500千円】	健康生活部 健康増進課 (内線3250)
「まちの保健室」推進事業の実施 ・高齢者等が心身の不安や悩みを看護師等に相談できる場を、公民館やスーパーなど地域の身近な場所で開設。【7,208千円】	健康生活部 健康増進課 (内線3250)
保健師・栄養士による支援 ・高齢者世帯などの支援を要する世帯への訪問指導や健康相談健康づくりのための住民相互による声かけなどコミュニティづくりへの支援を実施。【 - 】	健康生活部 健康増進課 (内線3250)

平成19年度実施事業	担当課室
<p>老人保健事業及び地域支援事業（介護予防事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査に併せて生活機能評価を実施し、発見された特定高齢者（虚弱高齢者）に対し、訪問や通所により筋力向上や認知症予防等の介護予防サービスを提供。 ・全高齢者に対し、介護予防に関する普及啓発を行い、その自発的な取り組みを支援。 <p style="text-align: right;">【1,960,947千円】</p>	<p>健康生活部 介護保険課 (内線2947)</p>
<p>アルコール関連問題対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症の回復者の自助グループによる専門相談窓口「アルコールホットライン」を設置し、アルコール関連問題の相談を実施。 <p style="text-align: right;">【996千円】</p>	<p>健康生活部 障害福祉課 (内線3293)</p>
<p>こころのケア相談室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉事務所に「こころのケア相談室」を設置し、精神保健福祉センターと連携して、相談指導や普及啓発を実施。 <p style="text-align: right;">【15,449千円】</p>	<p>健康生活部 障害福祉課 (内線3293)</p>
<p>こころのケアセンターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラウマ(心的外傷)やPTSD(心的外傷後ストレス障害)など、こころのケアに関する研究や研修等を実施。 <p style="text-align: right;">【200,983千円】</p>	<p>健康生活部 障害福祉課 (内線3293)</p>
<p>老人クラブによる健康づくり活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーダー養成研修会やニュースポーツ講習会などの健康づくり活動を行う県老人クラブ連合会及び市町老人クラブ連合会の支援。 <p style="text-align: right;">【15,738千円】</p>	<p>健康生活部 高齢福祉課 (内線3024)</p>
<p>地域リハビリテーション支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者や高齢者が、住み慣れた地域で、それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションを継続的に受けることができるシステムを構築。 <p style="text-align: right;">【13,288千円】</p>	<p>健康生活部 高齢福祉課 (内線2944)</p>

(2) 高齢者に対する学びの場の提供

平成19年度実施事業	担当課室
<p>いきいき仕事塾 の開設 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地に住む高齢者を対象として、生きがいづくりや仲間づくりにつながる知識等を習得するための講座を開設。 <p style="text-align: right;">【11,443千円】</p>	<p>県土整備部 復興支援課 (内線5857)</p>
<p>いなみ野学園大学院の開設 (拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の学習意欲に応えるとともに、地域課題の複雑化・高度化に対応した人材を育成。 <p style="text-align: right;">【9,987千円】</p>	<p>県民政策部 生活創造課 (内線2754)</p>
<p>いなみ野学園の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者に生きがいのある充実した生活の基盤を確立するための学習機会を総合的・体系的に提供。 <p style="text-align: right;">【73,271千円】</p>	<p>県民政策部 生活創造課 (内線2754)</p>
<p>阪神シニアカレッジの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神地域の高齢者に対して、地域の特性や課題に対応した地域活動やボランティア活動等を行うために必要な知識や技能を、総合的・体系的に身につける学習機会を提供。 <p style="text-align: right;">【52,646千円】</p>	<p>県民政策部 生活創造課 (内線2754)</p>
<p>地域高齢者大学の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立文化会館など県内5箇所において、「4年制大学講座」及び「地域活動実践講座」を運営し、学習を通じた高齢者の生きがいづくりを推進することにより、地域づくり・生きがいづくり活動の裾野を拡大。 高齢者大学OB会等のコーディネートにより、高齢者の地域づくり活動を支援。 <p style="text-align: right;">【10,054千円】</p>	<p>県民政策部 生活創造課 (内線2754)</p>
<p>生涯学習情報プラザの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の学習機関の連携のもとで、県民への学習情報の提供や学習相談、学習グループや学習指導者の育成、学習機関相互の連携・調整などの全県的な学習支援を実施。 <p style="text-align: right;">【3,596千円】</p>	<p>県民政策部 生活創造課 (内線2754) 神戸生活創造センター (360-9015)</p>
<p>高齢者生活情報ラジオ番組「長寿バンザイ」の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生きがいに満ちたすこやかな生活を支援するため、健康、福祉、生きがいなどの日常生活に即した多様な問題解決に役立つ情報を提供。 <p style="text-align: right;">【10,544千円】</p>	<p>健康生活部 高齢福祉課 (内線2944)</p>
<p>高齢者総合相談センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や家族が抱える各種の心配ごと、悩みごと等の相談に対応するため高齢者総合相談センターの開設。 <p style="text-align: right;">【5,101千円】</p>	<p>健康生活部 高齢福祉課 (内線2944)</p>

(3) 高齢者の社会参加の促進

平成19年度実施事業	担当課室
シニアしごと倶楽部事業 ・中高年求職者の再就職を支援する「シニアしごと倶楽部」事業の実施。 【8,000千円】	産業労働部 しごと支援課 (内線3717)
いきいき仕事塾修了生への支援 [復興基金] ・いきいき仕事塾修了生が行う自主的活動への支援。 【1,071千円】	県土整備部 復興支援課 (内線5857)
老人クラブ活動強化推進事業 ・子育て支援活動や、地域見守り活動を行う単位老人クラブの支援。 【222,920千円】	健康生活部 高齢福祉課 (内線3024)
老人クラブ助成事業 ・単位老人クラブ及び市町老人クラブ連合会の活動を支援するほか、老人クラブ青年部の設置等により、若手会員の活躍の場づくりや加入促進を実施。 【172,437千円】	健康生活部 高齢福祉課 (内線3024)
シルバー人材センター事業 ・県下全域でシルバー人材センター事業を推進する(社)兵庫県シルバー人材センター協会の管理運営費及び事業費に対して助成。 【21,800千円】	産業労働部 しごと支援課 (内線3776)

まちのにぎわいづくり

1. まちの「元気」の創出 ～多様な主体の参画と協働によるまちのにぎわい創出～

まちのにぎわいを創り出すためには、地域の多様な主体が連携し、それぞれの持つ「知恵と工夫」を結集し、元気や活力を生み出していくことが必要である。

このため、まちづくり協議会や商店街・小売市場、地域団体やNPO、子どもたちや学生など、地域の多様な主体によるまちのにぎわいづくりに向けた取組みを積極的に推進するとともに、効果的に連携させることにより、まちの「元気」を創出していく。

(1) 地域の主体的な発意によるまちのにぎわい創出への包括的支援

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
<p>まちのにぎわいづくり一括助成事業 [復興基金] (拡充) ・まちのにぎわいづくりに向け、地域が主体的な発意に基づき行う、地域の特色を生かした取組みに対し包括的な支援を実施。 【72,121千円】</p> <p>充実に向けた取組み</p> <p>「復興フォローアップ報告(平成18年度)」における復興フォローアップ委員会からの提案を踏まえ、以下の取組みを実施。</p> <p><「開かれた取組み」の確保> 採択団体自身が、事業の実施方針やスケジュール、進捗状況や補助金の使途状況などの情報を発信するホームページを作成・公開するなどにより、「開かれた取組み」を確保。</p> <p><相談・支援体制の充実> 事業の実施過程で採択団体が直面する課題に対応するため、専門家等を含めた相談・支援体制を充実。</p> <p><交流の「場」の提供> 採択団体同士が、事業実施上の課題や実施状況について報告し、「知恵と工夫」を共有する交流の「場」を提供。</p> <p><先進的取組みの発信> まちのにぎわいづくりに向けた先進的取組みの意義や成果を内外に発信するため、次の取組みを実施。</p> <p>事例集の作成・配布 まちのにぎわいづくりに関するポータルサイトの開設 「まちのにぎわい再生・創出フォーラム」の開催 ・開催時期：平成20年1月～3月頃(予定) ・開催場所：県内3か所程度</p>	<p>県土整備部 復興支援課 (内線 5886)</p>

(2) 商業振興とまちづくりの連携によるまちのにぎわい創出

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
<p>まちなか商業再活性化事業（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関による「まちなか商業再活性化調整会議」を開催。 ・大型店出店に伴い影響を受けると認められる中心的な商店街を支援。 <p>【20,000 千円】</p>	<p>産業労働部 商業振興課 (内線 3579)</p>
<p>都心活性化協議会の設置（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中心市街地活性化基本計画」の策定を促進し、県のまちづくり指針を計画に反映させるため、県・市町・学識者で構成する協議会を設置し、広域的課題・方向性を協議・調整。 <p>【1,500 千円】</p>	<p>県土整備部 まちづくり課 (内線 4666)</p>
<p>商人塾実施事業（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会、商工会議所が、各地の商店街活性化の成功事例等を研究する「商人塾」を開催する事業に対し補助。 <p>【1,000 千円】</p>	<p>産業労働部 商業振興課 (内線 3579)</p>
<p>駐車場整備計画ガイドプランの策定（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の活性化に資するため、都市計画区域内の鉄道駅周辺における駐車場整備のあり方を検討し、「駐車場整備計画ガイドプラン」を策定。 <p>【9,000 千円】</p>	<p>県土整備部 都市計画課 (内線 4642)</p>

(3) まちづくり協議会等によるまちのにぎわい創出

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
<p>復興まちづくり支援事業 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地における住民主体の市街地復興のまちづくりを支援するため、アドバイザーやコンサルタントの派遣、まちづくり活動への助成を実施。 <p>【51,550 千円】</p>	<p>県土整備部 都市政策課 (内線 4665)</p>
<p>まちづくり支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県下全域における住民主体のまちづくりを支援するため、アドバイザーやコンサルタントの派遣、まちづくりに関する情報や相互交流機能を有した情報バンク『ひょうご・まちづくりネットワーク』を構築・運営。 <p>【22,468 千円】</p>	<p>県土整備部 都市政策課 (内線 4665)</p>

(4) やる気のある商店街等によるまちのにぎわい創出

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
<p>先導的活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの観点から実施する先導的な複数の活性化事業への助成を実施。 【78,000 千円】 	<p>産業労働部 商業振興課 (内線 3579)</p>
<p>商店街・小売市場復興イベント開催支援事業補助 [復興基金] (拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街等が、復興をアピールし来街者の増加を図るために開催する復興イベント事業に対し助成。 【116,000 千円】 	<p>産業労働部 商業振興課 (内線 3579)</p>
<p>空き店舗を活用した多様な事業展開による商店街の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗活用の支援策拡充を行い、商店街の活性化を推進。 【29,674 千円】 	<p>産業労働部 商業振興課 (内線 3579)</p>
<p>商店街・小売市場共同施設建設費助成事業 [復興基金] (拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した商店街等が建設する共同施設の建設費の一部を補助。 【50,000 千円】 	<p>産業労働部 商業振興課 (内線 3574)</p>
<p>小規模事業者事業再開支援事業補助 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災によって仮設営業中又は未再開の小規模事業者が事業再開の際の店舗・事務所等の賃借料等の一部を補助。 【8,000 千円】 	<p>産業労働部 商業振興課 (内線 3579)</p>
<p>緊急災害復旧資金の償還対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害復旧資金の条件変更や借換貸付などにより、償還が円滑に進むようきめ細かな対応を実施。 【12,121,210 千円】 	<p>産業労働部 地域金融課 (内線 3546)</p>

(5) 地域団体やNPO等によるまちのにぎわい創出

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
<p>団塊世代等地域づくり活動支援事業 (新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団塊世代等活力あるシニア層が地域とのきずなを深め、地域社会の中で役割を担えるよう、地域活動に誘導する取組みを実施。 【1,000 千円】 	<p>県民政策部 参画協働課 (内線 2841)</p>
<p>地域づくり活動応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取組みや、地域団体の連合組織等による広域的な取組みなどに対して助成を行い、地域づくり活動のノウハウを形成・共有。 【100,000 千円】 	<p>県民政策部 参画協働課 (内線 2789)</p>

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
県民ボランティア活動助成 ・福祉、環境創造、国際交流等、特定非営利活動促進法に規定する 17 分野のボランティア活動に対し助成。 【90,000 千円】	県民政策部 参画協働課 (内線 2842)
行政・NPO協働事業助成 ・NPOと行政が協働して実施する、地域の課題解決や活性化に向けた取組みに対し助成。 【19,500 千円】	県民政策部 参画協働課 (内線 2842)

(6) 学生との協働によるまちのにぎわい創出

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
大学との連携によるまちづくりの推進 ・まちづくり支援事業を活用し、地域と大学の連携を支援。 ・まちづくりに関する協定を踏まえ、大学と行政の連携協力を推進。 【 】	県土整備部 都市政策課 (内線 4665) 県土整備部 景観形成室 (内線 4660)
学生による商店街活性化支援事業 ・学生が商店街等と共同で行うイベントや空き店舗の活用、地域との交流事業等に対し助成。 【1,000 千円】	神戸県民局 商工労政課 (361-8607)

2. まちの「資源」の活用 ～地域資源を活かしたまちのにぎわいづくり～

まちのにぎわいづくりには、それぞれの地域が持つ歴史や文化、伝統、自然、景観、産業などの資源を最大限活用することが必要である。

このため、地域の芸術文化を活かした取組みや、住民による景観まちづくりへの支援、ツーリズムによる集客の仕掛けづくりなど、まちの「資源」を活用した取組みを進めることにより、地域の魅力を向上させ、にぎわい創出につなげていく。

(1) 地域の文化を活かしたまちのにぎわいづくり

平成19年度実施事業	担当課室
地域アーティスト情報発信支援事業 ・「ひょうごアーティストサロン」の運営等を通じ、若手芸術家等の育成支援や地域における芸術文化活動を活性化。 【4,400千円】	県民政策部 芸術文化課 (内線 2776)
芸術文化活動支援事業 ・芸術文化団体等が実施する芸術文化事業に対し助成。 【39,979千円】	県民政策部 芸術文化課 (内線 2850)
尼崎青少年創造劇場・ピッコロ劇団の運営 ・青少年の自由な創造活動を促進する尼崎青少年創造劇場を運営し、多彩な事業を開催するとともに、ピッコロ劇団による公演やアウトリーチ活動を展開。 ・ピッコロ劇団による芸術文化センターでの公演を実施。 【385,486千円】	県民政策部 芸術文化課 (内線 2760)
芸術文化センターの運営 ・自ら創造し、県民とともに創造する「パブリックシアター」をめざす芸術文化センターを運営し、多彩な創造・公演事業を展開。 ・兵庫芸術文化センター管弦楽団を運営し、定期演奏会など多彩な活動を展開。 【1,671,733千円】	県民政策部 芸術文化課 (内線 2760)
青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～の実施 ・芸術文化センターにおいて、県内すべての中学校1年生に芸術文化センター管弦楽団の演奏を鑑賞する機会を提供。 【130,538千円】	教育委員会 義務教育課 (内線 5724) 企画管理部 教育課 (内線 2526)
県立美術館“芸術の館”の運営 ・開館5周年を迎える県立美術館“芸術の館”を運営し、県民の期待に応える魅力ある展覧会を開催。 【992,533千円】	教育委員会 社会教育課 (内線 5756)

(2) 地域の景観や空き地等を活用したまちのにぎわいづくり

平成 19 年度 実施事業	担当課室
<p>景観形成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成地区内での修景事業等に助成を行うとともに、住民等の景観形成に関する活動等に対するアドバイザーを派遣。 <p>【38,000 千円】</p>	<p>県土整備部 景観形成室 (内線 4660) まちづくり センター (367-1263)</p>
<p>持続型花緑活動支援事業 (新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定のモデル箇所において、住民団体等による持続型の花緑活動に対する支援を実施。 <p>【106,000 千円】</p>	<p>県土整備部 都市政策課 (内線 2758)</p>
<p>県民まちなみ緑化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市地域の防災性向上や環境改善を図るため、県民緑税を活用し、住民団体等による緑化活動に対する支援を実施。 <p>【554,000 千円】</p>	<p>県土整備部 都市政策課 (内線 2739)</p>
<p>被災地空地の緑化推進助成事業 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災に起因した空地において、住民団体等が実施する緑化活動等に助成。 <p>【8,000 千円】</p>	<p>県土整備部 都市政策課 (内線 4665)</p>

(3) ツーリズムによる地域の集客・まちのにぎわいづくり

平成 19 年度 実施事業	担当課室
<p>「ひょうご」の観光地活性化支援事業 (拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの誘客、交流人口の拡大による先導的な活性化策を講じようとする観光地を支援。 <p>【40,750 千円】</p>	<p>産業労働部 観光振興課 (内線 3529)</p>
<p>兵庫県大型観光交流キャンペーンの実施準備 (新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県の持つ豊富で多彩な観光資源を全国に広く発信するキャンペーンの実施準備。 <p>【5,000 千円】</p>	<p>産業労働部 観光政策課 (内線 3561)</p>
<p>体験・交流型観光の推進 (新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外からの旅行者の受入のため、地域資源を活用した各種体験、ガイドツアー等の企画、開発、実施に取り組む団体の活動に対し支援。 <p>【5,000 千円】</p>	<p>産業労働部 観光振興課 (内線 3529)</p>

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
<p>ファッションイベントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「神戸コレクション」を核として、周辺イベントや市内小売、飲食、観光関連業界等を巻き込んだ「神戸ファッションウィーク」を設定し、協賛イベントの開催等を通じ、効果的な集客や情報発信、地域経済への波及を促進。 【8,000 千円】 	<p>産業労働部 工業振興課 (内線 3580)</p>
<p>神戸ルミナリエの開催支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災犠牲者の鎮魂と街の復興・再生への希望を託して開催する「神戸ルミナリエ」への支援を実施。 【25,000 千円】 	<p>神戸県民局 商工労政課 (361-8607)</p>
<p>人と防災未来センターの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災の経験と教訓を後世に伝えるとともに国内外に発信するため、人と防災未来センターによる展示、研修、情報発信などを推進。 【688,174 千円】 	<p>企画管理部 防災企画局 企 画 課 (内線 3133)</p>
<p>産業ツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうごの豊かな産業・技術基盤をツーリズム資源とし、ツーリストの来訪を促進する「産業ツーリズム」の普及・啓発を実施。 【10,000 千円】 	<p>産業労働部 観光振興課 (内線 3570)</p>
<p>国際フロンティア産業メッセの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナノ(超微細) 人工知能(ロボット) 健康、エコ(環境・エネルギー)などをターゲットにした総合産業見本市を開催し、国際的な技術・ビジネス交流の基盤を強化。 【8,000 千円】 	<p>産業労働部 産業政策課 (内線 3640)</p>

3. まちの「再生」の促進

～復興市街地整備事業の早期完成とにぎわいの再生～

震災により失われたにぎわいを再生するには、まち並みの再生とともに、まちに住む人々の暮らしや商業機能の再生が必要である。

このため、事業進行中の復興市街地再開発事業や復興土地区画整理事業を着実に進め、復興市街地整備を早期に完成させる。

また、面的整備事業地区内における住宅の再建や商業施設への入居の促進等を図り、人々の暮らしの基盤となるまちの「再生」を促進する。

(1) 復興市街地整備事業の早期完成

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
復興市街地再開発事業 ・道路・公園等の公共施設の整備や不燃化共同建築物の建設を行うことにより、快適・健全で防災性の高い都市環境を整備。 【 - 】	県土整備部 市街地整備課 (内線 4676)
復興土地区画整理事業 ・防災空間ともなるゆとりある生活空間や公共施設等を整備し、住環境を向上。 【 - 】	県土整備部 市街地整備課 (内線 4673)

(2) 復興市街地における住宅再建や商業機能の再生

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
復興市街地再開発商業施設等入居促進事業 [復興基金] ・商業施設等として保留床を取得するための資金融資に対する利子補給や賃借に対する家賃補助、NPO等による空床を活用した公益的事業に対する助成等を実施。 【257,614 千円】	県土整備部 復興支援課 (内線 5885)
被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業 [復興基金] ・対象地区内に新たに住宅建設等をする者に対し、利子補給による支援を実施。 【85,680 千円】	県土整備部 復興支援課 (内線 5885)
被災者住宅再建・購入支援事業補助 [復興基金] ・住宅金融公庫(平成19年4月より住宅金融支援機構)の災害復興住宅融資等を受け、面的整備事業地区内に新たに住宅を建設または購入する被災者に対し、利子補給を実施。 【134,522 千円】	県土整備部 住宅計画課 (内線 4721)

平成 19 年度 実施 事業	担当課室
<p>住宅債務償還特別対策 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の住宅ローンの償還を行いながら、被災者向け住宅資金融資を利用し、面的整備事業地区内に住宅を建設等する被災者に対し、助成金を交付。 【163,383 千円】 	<p>県土整備部 住宅計画課 (内線 4721)</p>
<p>高齢者住宅再建支援事業補助 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢を理由に住宅融資が受けられずに、自己資金で面的整備事業地区内に住宅再建等した 65 歳以上の被災者に対し、助成金を交付。 【13,608 千円】 	<p>県土整備部 住宅計画課 (内線 4721)</p>
<p>被災マンション建替支援利子補給 [復興基金]</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅金融公庫(平成 19 年 4 月より住宅金融支援機構)の災害復興住宅融資等を受け、被災した分譲マンションを再建する区分所有者等に対し、利子補給を実施。 【235,268 千円】 	<p>県土整備部 住宅計画課 (内線 4721)</p>
<p>被災者に対する公営住宅家賃の一般減免制度への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> 公営住宅家賃の特別減免制度(入居後 10 年間)の適用期間が満了した 11 年目を迎える低額所得の被災入居者に対し、県・被災市町が、それぞれの一般減免制度を適用し支援。 【 - 】 	<p>県土整備部 住宅管理課 (内線 4775)</p>
<p>広域土地利用プログラムによる大規模集客施設の立地の誘導・抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業施設等の大規模な集客施設の立地を誘導・許容する広域商業ゾーン等を設定。これに基づき、市町が都市計画等により立地の誘導・抑制を実施。 【 - 】 	<p>県土整備部 まちづくり課 (内線 4666)</p>



阪神・淡路大震災復興フォローアップ
高齢者自立支援・まちのにぎわいづくり
推進プログラム2007

平成19年2月 発行

兵庫県県土整備部復興局復興支援課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL: 078-341-7711 (代表) <高齢者自立支援> 内線 5857
<まちのにぎわいづくり> 内線 5885・5886

URL: <高齢者自立支援>

http://web.pref.hyogo.jp/wd34/wd34_000000030.html

<まちのにぎわいづくり>

<http://web.pref.hyogo.jp/wd34/nigiwaidukuri.html>

E-MAIL: fukkoushien@pref.hyogo.jp

阪神・淡路大震災の 復旧・復興の状況について



- 目 次 -

阪神・淡路大震災の被害状況

1	地震の概要	1
2	兵庫県内の被害状況等	1
3	ライフラインの被害と復旧	1
4	鉄道・道路の復旧	2
5	被害総額	2
6	義援金受入額	2

復旧・復興に向けた取り組み

1	推進体制	3
2	復興計画・復興フォローアップの推進	4
3	復興の状況	6
	(1) 概況	6
	(2) 生活の復興	7
	(3) 復興まちづくり	8
	(4) 産業の復興	10
4	震災の経験と教訓の発信	12

平成19年5月
兵庫県

阪神・淡路大震災の被害状況

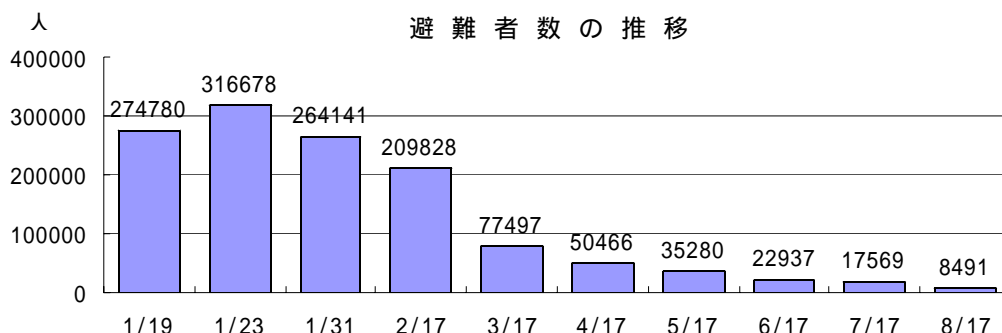
1 地震の概要

平成7年1月17日午前5時46分、淡路島北部を震源地とするマグニチュード7.3の大地震が発生した。高齢社会下における人類未曾有の都市直下型地震であり、甚大な人的被害と家屋の倒壊・焼失、都市基盤の損壊、商業・業務機能の停滞といった様々な被害を引き起こした。

震源地	淡路島北部（北緯34度36分、東経135度02分）
震源の深さ	16km
規模	マグニチュード7.3
各地の震度	7（神戸、芦屋、西宮、宝塚、北淡、一宮、津名の一部） 6（神戸、洲本） 5（豊岡） 4（姫路など）

2 兵庫県内の被害状況等（平成18年 5月19日現在）

- (1) 災害救助法の適用 旧10市10町
（神戸・尼崎・明石・西宮・洲本・芦屋・伊丹・宝塚・三木・川西の10市、津名・淡路・北淡・一宮・五色・東浦・緑・西淡・三原・南淡の10町）
- (2) 死者数 6,402 人
H7.1～6月の死者に係る死因では窒息・圧死が77.0%、年齢別では65歳以上が43.7%を占める。（厚生省調べ）
- (3) 行方不明 3 人
- (4) 負傷者数 40,092 人
- (5) 住家被害 538,767 棟
（うち、全壊 104,004棟(182,751世帯)、半壊 136,952棟(256,857世帯)）
- (6) 焼損棟数 7,534 棟
（うち、全焼 7,035棟、半焼 89棟）
- (7) 避難者数（ピ - ク時：H7.1.23） 316,678 人 1,153 箇所



応急仮設住宅が全て完成したことに伴い、平成7年8月20日をもって災害救助法による避難所の設置運営を終了

3 ライフラインの被害と復旧

区分	主な被害	復旧年月日
電気	約260万戸が停電（大阪府北部含）	H7.1.23 倒壊家屋等除き復旧
ガス	約84万5千戸が供給停止	H7.4.11 倒壊家屋等除き復旧
水道	約127万戸が断水	H7.2.28 仮復旧完了 H7.4.17 全戸通水完了
下水道	被災施設：18処理場、47ポンプ場 管渠延長約316km	H7.4.20 仮復旧完了 H11.4.27 復旧工事完了
電話	交換機系：約28万5千回線が不通 加入者系：約19万3千回線が不通	H7.1.18 交換設備復旧完了 H7.1.31 倒壊家屋等除き復旧

4 鉄道・道路の復旧

鉄 道	復旧完了日	道 路	復旧完了日
J R 山 陽 新 幹 線	H 7 . 4 . 8	阪神高速道路(神戸線)	H 8 . 9 . 30
J R 東 海 道 ・ 山 陽 線	H 7 . 4 . 1	" (湾岸線)	H 7 . 9 . 1
阪 神 電 鉄	H 7 . 6 . 26	" (北神戸線)	H 7 . 2 . 25
阪 急 電 鉄	H 7 . 6 . 12	名 神 高 速 道 路	H 7 . 7 . 29
神 戸 電 鉄	H 7 . 6 . 22	第 二 神 明 道 路	H 7 . 2 . 25
山 陽 電 鉄	H 7 . 6 . 18	中 国 自 動 車 道	H 7 . 7 . 21
神 戸 市 営 地 下 鉄	H 7 . 3 . 31		
神 戸 新 交 通	H 7 . 8 . 23		
神 戸 高 速 鉄 道	H 7 . 8 . 13		

5 被害総額 9兆9,268億円(平成7年4月5日推計)

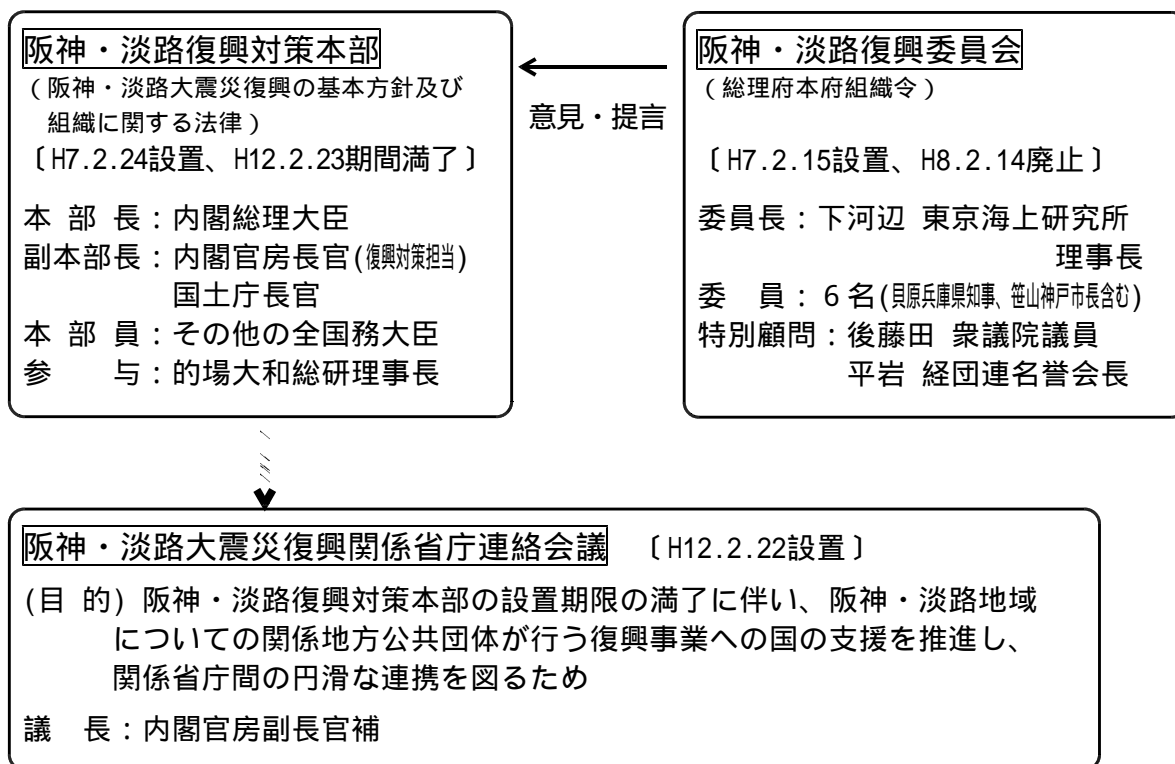
項 目	被 害 額
建築物	約 5兆8,000億円
鉄 道	約 3,439億円
高速道路	約 5,500億円
公共土木施設(高速道路を除く)	約 2,961億円
港 湾	約 1兆 円
埋立地	約 64億円
文教施設	約 3,352億円
農林水産関係	約 1,181億円
保健医療・福祉関係施設	約 1,733億円
廃棄物処理、し尿処理施設	約 44億円
水道施設	約 541億円
ガス・電気	約 4,200億円
通信・放送施設	約 1,202億円
商工関係	約 6,300億円
その他の公共施設等	約 751億円
合 計	約 9兆9,268億円

6 義援金受入額 1,793億円(平成18年2月末日現在)

復旧・復興に向けた取り組み

1 推進体制

(1) 国の組織



(2) 県の組織

平成7年兵庫県南部地震災害対策本部〔H7.1.17 午前7時 設置〕

平成7年兵庫県南部地震災害対策総合本部〔H7.1.18 改組～H17.3.31 廃止〕

総合本部に緊急対策本部及び災害復旧対策本部を設置し、その下に13部を置いた。

緊急対策本部 : 情報対策部、緊急渉外対策部、緊急救援活動部、緊急物資対策部、応急住宅部

緊急医療福祉対策部、緊急輸送対策部

災害復旧対策本部 : ライフライン部、輸送対策部、商工業対策部、庁内対策部、廃棄物対策部、施設応急対策部

阪神・淡路大震災復興本部〔H7.3.15 設置～H17.3.31 廃止〕

21世紀の地域づくりを先導する創造的復興をめざして、震災復興事業をより強力に推進するため、既存の組織の枠組みを超えた総合的な推進体制として設置された。

総括部、県民政策部、企画管理部、健康生活部、産業労働部、農林水産部、県土整備部、臨海都市整備部の8部

阪神・淡路大震災復興推進会議〔H17.4.1 設置〕

復興本部廃止後の庁内連携組織として、知事を会長とする阪神・淡路大震災復興推進会議を設置し、震災復興に係る庁内の横断調整を図る。

構成員である各部長等の下に部会を設置(計12部会)

2 復興計画・復興フォローアップの推進

(1) 「阪神・淡路震災復興計画」の策定〔平成7年7月〕

単に震災前の状態に回復するだけでなく、21世紀の成熟社会を拓く「創造的復興」を目指し、「阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）」を策定した。

【復興計画の概要】

- 目標年次 2005年（平成17年）
- 対象地域 兵庫県内の災害救助法対象地域である10市10町
- 基本理念 人と自然、人と人、人と社会が調和する「共生社会」づくり
- 基本目標・21世紀に対応した福祉のまちづくり
 - ・世界に開かれた、文化豊かな社会づくり
 - ・既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり
 - ・災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
 - ・多核・ネットワーク型都市圏の形成

(2) 緊急復興3か年計画の策定〔住宅・産業：平成7年8月、インフラ：同11月〕

復興に向けた取り組みのうち、特に緊急を要するインフラ、住宅、産業の3分野については、「緊急復興3か年計画」を策定した。この計画の推進により、震災前の水準に戻すという目標は、平成10年3月総量的にほぼ達成された。

区分	インフラ	住宅	産業
計画目標	57,000億円 (予算ベース)	125,000戸 (発注ベース)	100.0 (純生産ベース)
達成状況	58,700億円 (103%)	169,000戸 (135%)	101.7

(注) 達成状況欄

- ・インフラ：平成9年度までの累計
- ・住宅：平成10年3月末までの累計（公団・公社賃貸住宅の空家募集含む）
- ・産業：平成9年度の純生産を、震災前（平成5年度）を100として比較したもの（建設業除く）

(3) 阪神・淡路震災復興計画推進方策の策定〔平成10年3月〕

震災後3年間の取り組みと成果について横断的な点検を行い、復興計画をさらに効果的かつ着実に推進していくため、各分野ごとに重要課題とそれを解決するための具体的な戦略を示すため「阪神・淡路震災復興計画推進方策」を策定した。

(4) 震災対策国際総合検証事業の実施〔検証報告会：平成12年1月〕

震災から5周年を迎えるにあたり、初動体制から復興過程に及ぶ全領域にわたって国内外の第一人者である専門家に検証委員を委嘱し、国際的視点に立った震災対策の総合検証を実施した。

(5) 阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラムの策定〔平成12年11月〕

前期5か年の取り組みの検証や県民などからの意見・提言を踏まえ、残された課題に取り組むとともに、震災復興の中で生まれ広がってきた新しい地域社会づくりの動きを復興の原動力として活かすため、「阪神・淡路震災復興計画後期5か年推進プログラム」を策定した。

(6) 阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラムの策定〔平成14年12月〕

被災地の現況や、これまでの取り組みについて検証を行った上で、残された課題の

基本的な考え方や課題を整理し、課題解決に向けた施策の方向や一般施策として引き継ぐべき施策の方向、残り3か年で重点的に取り組むべき事業などをとりまとめた「阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム」を策定した。

- (7) 復興10年総括検証・提言事業の実施〔創造的復興フォーラム：平成17年1月〕
10年間にわたって進めてきた創造的復興への取り組みについて、6分野54テーマにわたり、被災地現地調査や関係者へのヒヤリング、ワークショップによる県民との意見交換等を通じて総括的な検証を実施した。

その検証結果については、平成17年1月に開催した創造的復興フォーラムや、国連防災世界会議の場等を活用し国内外に広くアピールした。また、検証結果をまとめた報告書を作成し、行政や防災関係機関、国内外の災害被災地での活用を図っていく。

- (8) 復興フォローアップの推進〔平成17年4月～〕

阪神・淡路震災復興計画は、平成17年3月末をもって、その計画期間を終了した。復興計画終了後の震災復興関連施策については、復興計画最終3か年推進プログラムのフォローアップや復興10年総括検証・提言等を踏まえて、高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくりなどの残された課題への対応や、震災の経験と教訓を継承・発信する「1月17日は忘れない」ための取り組みについて、毎年度策定する推進プログラムに基づき、重点的な施策展開を図っている。

平成18年度においては、その他の残された個別課題への対応や復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展、震災の経験と教訓の継承・発信について、復興10年総括検証459提言等を踏まえ、総合的な視点でのフォローアップを実施し、震災10年経過後の5年が終了する平成21年度を目途とする「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」を策定した。

生活復興調査の実施〔平成13,15,17年度〕

復興フォローアップの一環として、被災地の生活復興を中心に、震災から立ち直ろうと努力してきた被災者の実態を継続的に定点観測する「生活復興調査」を平成13年から隔年3回にわたり実施した（調査結果については、今後の防災、減災対策等に活用）。

調査地・調査数	被災地330地点・3,300名（3回とも同一地点）
有効回答	延3,434名（2001年：1,203人、2003年：1,203人、2005年：1,028人）
調査項目	生活復興感、被災者の震災に対する評価、震災の現在の生活への影響度 等

復興の成果を県政に生かす3か年推進方策〔平成19年4月～〕

平成19年2月に策定した「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」（期間H19～21年度）により、被災地の現状や創造的復興の成果を踏まえながら、震災復興全般にわたる課題について整理し、被災地固有の個別課題への対応 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展 震災の経験と教訓の継承・発信の計71項目に取り組んでいる。

これにより、震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図りながら、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。

3 復興の状況

(1) 概況

被災者自身の懸命の努力はもとより、政府をはじめ、被災地内外の様々な支援が相まって、被災地域の復興は着実に進んできた。

被災地全体としては、人口や鉱工業生産指数、観光入込客数、有効求人倍率等の主な経済指標はおおむね震災前水準にまで回復している。

しかしながら、閉じこもりがちな被災高齢者に対する生活支援、格差が見られる復興市街地整備事業のスピードアップやまちのにぎわいの回復、地域経済の活性化など、被災者や被災地の抱える課題は個別・多様化しており、それぞれの状況に配慮したきめ細かな対応が引き続き求められている。

また、復興の過程では、ボランティア活動やコミュニティ・ビジネス、まちづくり活動などの先駆的な取り組みのほか、住民、団体・NPO、企業・労働組合などの連携の輪が生まれ広がってきており、これらの取り組みやしきみについては、成熟社会を支えるしくみとして定着させていかなければならない。

そこで、多様な主体がともに手をたずさえて主体的に地域づくりに取り組む「参画と協働」を基調として、残された課題に的確に対応するとともに、震災の経験と教訓を生かし、21世紀の成熟社会を先導する地域として被災地を再生する「創造的復興」を着実に進めていく必要がある。

【人口の推移】

平成13年11月1日推計人口により、被災地全体の人口が初めて震災前を上回り、平成16年11月1日推計人口では、神戸市の人口についても震災前を上回った。

なお、最も落ち込んだのは平成8年4月1日推計人口：3,426,847人（162,279人）。

区分	H7.1.1	H7.10.1	H9.10.1	H11.10.1	H12.10.1	H13.10.1	H15.10.1	H17.10.1	H19.4.1
被災地	3,589,126 (100)	3,442,310 (95.9)	3,458,286 (96.4)	3,500,472 (97.5)	3,569,392 (99.5)	3,587,605 (99.9)	3,614,742 (100.7)	3,631,252 (101.2)	*3,645,544 (101.6)
兵庫県	5,526,689 (100)	5,401,877 (97.7)	5,442,131 (98.5)	5,494,441 (99.4)	5,550,574 (100.4)	5,568,305 (100.8)	5,588,268 (101.1)	5,590,601 (101.2)	5,583,781 (101.0)

()内は対震災前比(%)、H7.10.1、H12.10.1、H17.10.1は国勢調査人口、その他は推計人口。

【市区別人口の状況】

市町名	対震災前比
神戸市	100.4%
東灘区	107.7%
灘区	103.3%
中央区	107.1%
兵庫区	91.1%
北区	104.1%
長田区	79.2%
須磨区	89.4%
垂水区	92.8%
西区	122.5%

市町名	対震災前比
尼崎市	93.5%
明石市	102.5%
西宮市	111.4%
洲本市	92.3%
芦屋市	105.4%
伊丹市	101.8%
宝塚市	106.8%
*三木市	107.6%
川西市	109.4%
南あわじ市	90.2%

市町名	対震災前比
淡路市	89.7%

*三木市は吉川町と合併
(H17.10.24)

<参考>

吉川町推計人口：9,350人
(H17.10.1)

H7.1.1推計人口とH19.4.1推計人口との比較。

(2) 生活の復興

被災者の本格的な生活復興を進めていくため、高齢者等の生きがいづくりや、コミュニティづくり、こころのケアなど一層きめ細かな支援が必要である。

被災高齢者等の見守りへの取り組み

災害復興公営住宅等において、高齢世帯生活援助員や民生委員など各種支援者による見守り活動を展開しているほか、「まちの保健室」の開設や保健師による健康相談等に取り組んでいる。

また、今後の超高齢社会に向けて、地域ぐるみでの高齢者の見守りが必要であるため、地域で高齢者を包み込む先導的な取り組みとして、災害復興公営住宅等に「高齢者自立支援ひろば」を平成18年度から開設している。

被災者のこころのケアへの取り組み

震災によるトラウマやPTSD（心的外傷後ストレス障害）や、精神的不安等に対応するため、各健康福祉事務所にこころのケア相談室を設置して相談などの取り組みを行っている。

また、震災により心に傷を受け、教育的配慮を必要とする児童生徒（H18.7調査：492人）は、ピーク時（H10.7調査：4,106人）に比べ8分の1弱にまで減少しているものの引き続き在籍することから、「阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員」の配置（19年度：13人）など、児童生徒のこころの理解とケアに対応している。

さらに、震災後蓄積した多くの貴重な経験を礎とし、トラウマ等に関する研究や研修を行う全国初の施設として、平成16年4月「兵庫県こころのケアセンター」を開設した。

地域活動、ボランティア活動の拡がり

復興を契機に、市民同士が連帯した支え合いによって、地域社会の公共的領域を担っていかこうとする気運が高まり、ボランティア活動が拡がりを見せている。また、地域社会の担い手としての責任ある参画、コミュニティ・ビジネスなど新しい働く場づくりへの挑戦など、生きがいある自律的なライフスタイルが生まれてきている。

【生活復興プログラムの経緯】

仮設住宅期 仮設住宅から恒久住宅への移行が開始される時期	平成9年2月17日発表「生活復興支援詳細プログラム」
恒久住宅移行期 恒久住宅への移行支援とコミュニティづくりを応援する時期	平成10年2月17日発表「生活復興支援プログラム～ホップ・ステップ・ジャンプ元気応援プログラム～」
	平成11年2月9日発表「生活復興支援総合プログラム」 「生活復興支援プログラム ～ホップ・ステップ・ジャンプ 元気応援プログラム～」 「生活復興支援プログラム2～地域活動応援プログラム～」 「生活復興支援プログラム3～恒久住宅への移行支援～」 添付「被災地コミュニティ・ビジネス応援プラン」
本格的な生活復興期 仮設住宅から恒久住宅への移行が完了し、本格的な生活復興を行っていく時期	平成12年2月17日発表 「生活復興協働プログラム2000～住みつづけたいまちへ～」
	平成13年2月16日発表 「生活復興協働プログラム2001～一人ひとりが力を活かして～」
	平成14年2月15日発表 「生活復興協働プログラム2002～ともに手をたずさえて～」

15～16年度の生活復興関連施策は、最終3か年推進プログラムに基づく各年度実施事業に含めてまとめた。

(3) 復興まちづくり

住まいの復興

被災者の生活復興を支える住宅については、計画戸数125,000戸に対して173,300戸が供給された。そのうち、災害復興公営住宅については、バリアフリー化に努め、シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）、コレクティブハウジング（協同居住型住宅）を含めて、計画戸数38,600戸に対して42,137戸の供給を行った。

応急仮設住宅の設置と解消

避難所での生活を早期に解消するため応急仮設住宅を設置し（建設戸数：48,300戸）、ピーク時（平成7年11月15日）には46,617戸の入居があったが、平成12年1月14日をもって入居世帯が全て解消し、平成12年3月末までに解体撤去を完了した。また、応急仮設住宅のうち再利用が可能なものについては、トルコや台湾の大地震の被災者用仮設住宅等に提供した。

災害復興公営住宅等の入居者負担の軽減

災害復興公営住宅等の被災入居者負担を軽減するため、低所得者等に対して入居開始から10年間、家賃低減対策を行っている。

また、低中所得の被災者が入居する民間賃貸住宅の家賃の一部を補助しているが、政令月収20万円以下の世帯については、平成14年度から4年間の延長措置を行った。

安全・安心なまちづくり

多核的な新都市づくり、多元多重の交通体系等の整備が着実に進められているほか、広域的な防災拠点や防災システム等の防災基盤の整備などを推進している。

復興都市計画事業の推進

ア 復興土地区画整理事業

被災市街地復興推進地域の13地区（20事業地区）の全てにおいて、事業計画決定がなされており、平成19年5月1日現在、仮換地指定率は98%となっている。

イ 復興市街地再開発事業

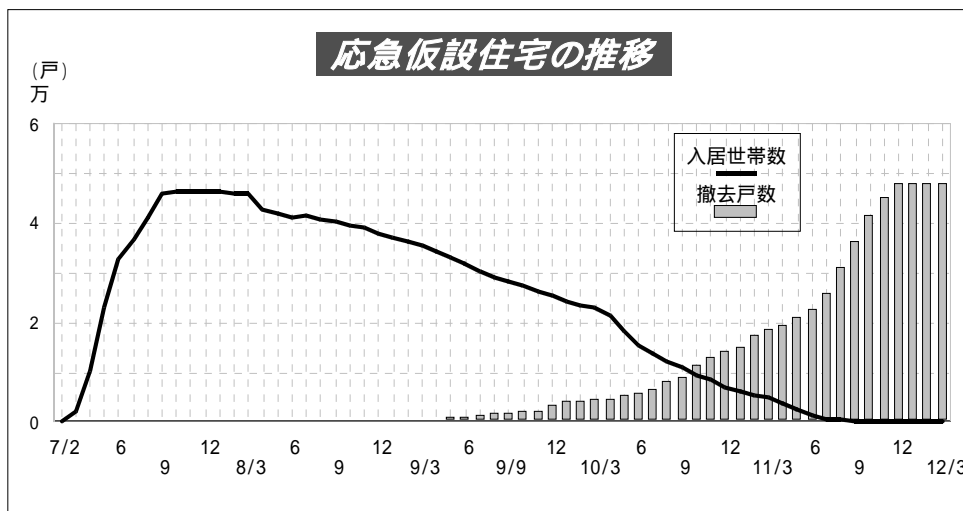
被災市街地復興推進地域の6地区（15事業地区）の全てにおいて、事業計画決定がなされており、平成19年5月1日現在、事業面積33.4haのうち28.0ha（84%）が管理処分計画決定されている。

まちのにぎわいづくり

被災地において、住民主体による復興まちづくりの主たる担い手となってきたまちづくり協議会やまちづくりNPO等が持続・発展していくよう引き続き支援するとともに、再開発商業施設への入居促進や空き地の活用等による多彩なイベントの開催を支援し、まちのにぎわいを創出している。

なお、にぎわいを失ったまちの再生に向け、地域団体が主体的な発意に基づき行う、地域の実情や特性に応じた、継続可能な特色あるにぎわいづくり事業に対し一括助成する「まちのにぎわいづくり一括助成事業」を平成18年度より開始した。

【応急仮設住宅の推移】



【復興都市計画における面的整備事業の状況】

都市計画決定地区 19地区

復興土地区画整理事業 13地区 (全体面積：255.9ha)

事業地区
 神戸市：森南(第一地区、第二地区、第三地区)、六甲道駅西(西地区、北地区)、松本、御菅(東地区、西地区)、新長田・鷹取(新長田駅北地区、鷹取東第一地区、鷹取東第二地区) 湊川町1・2丁目、神前町2丁目北
 芦屋市：芦屋西部(第一地区、第二地区)、芦屋中央
 西宮市：森具、西宮北口駅北東
 尼崎市：築地
 淡路市：富島

事業地区	決定地区	仮換地指定開始地区	工事着工地区	工事完了事業地区	(平成19年5月1日現在)
20	20	20	20	15	

《工事完了事業地区》
 神前町2丁目北 H12.12完了
 鷹取東第一地区 H13.2完了
 六甲道駅西(西地区) H13.7完了
 森具地区 H13.10完了
 芦屋中央地区 H14.5完了
 湊川町1・2丁目 H14.9完了
 森南地区(第一地区) H15.2完了
 森南地区(第二地区) H15.2完了
 御菅地区(東地区) H15.4完了
 芦屋西部地区(第一地区) H15.5完了
 松本地区 H16.12完了
 芦屋西部地区(第二地区) H17.2完了
 森南地区(第三地区) H17.3完了
 御菅地区(西地区) H17.3完了
 六甲道駅西(北地区) H18.3完了

復興市街地再開発事業 6地区 (全体面積：33.4ha)

事業地区
 神戸市：六甲道駅南(第一~第四地区)、新長田駅南(第一、第二、第二-B、第二-C、第三、第三(大橋4)地区、第三(大橋3)地区)
 西宮市：西宮北口駅北東
 宝塚市：宝塚駅前第2工区(花のみち)、売布神社駅前、仁川駅前

事業地区	決定地区	管理処分決定地区	建築工事着工地区	工事完了事業地区	(平成19年5月1日現在)
15	15	14	14	8	

《工事完了事業地区》
 売布神社駅前地区 H11.10完了
 六甲道駅南第一地区 H12.4完了
 宝塚駅前第2工区(花のみち) H12.9完了
 西宮北口駅北東地区 H13.3完了
 六甲道駅南第三地区 H13.12完了
 仁川駅前地区 H15.3完了
 六甲道駅南第四地区 H15.9完了
 六甲道駅南第二地区 H16.3完了

(4) 産業の復興

概況

被災地域の産業は、復興特需の影響等により平成7～10年度では総生産が震災前の水準を上回るなど、産業の本格復興に向けた動きが見られた。その後、復興特需の終焉や全国的な景気低迷により足踏み状態が続いていたが、このところ、経済・雇用情勢に持ち直しの動きが出てきている。

中小企業・商店街等の活性化

震災直後には、被災中小企業を支援するため、倒産防止や早期事業再開に向けた金融面の支援のほか、仮設工場等の整備等による事業の場の確保に努めた。

現時点では、当面の復旧・復興を支援する施策の利用状況は減少傾向にあるが、経営基盤の一層の強化につなげるため、新技術・新商品の開発等による新分野への進出や経営革新を促すための支援等を行っている。

また、商店街・小売市場では、景気の低迷等に伴うまちのにぎわいの喪失や未だ本格再建されていない商店街の一体感の確保などが課題となっており、にぎわいを取り戻すためのイベント開催の支援等、まちづくりと一体となった商業の活性化を進めている。

新産業創造の推進と成長産業の育成

景気低迷からの脱却や産業構造改革の推進に向けては、被災地をはじめとする本県の有する工業技術等のポテンシャルを最大限に引き出す必要があり、新たな産業の育成が急務となっている。

このため、新産業創造キャピタルや新産業創造プログラム等の公的資金支援制度、ベンチャー企業と投資家とのマッチングを図るベンチャーマーケット事業など、起業家の掘り起こしから事業化に至るまでのきめ細かな支援を進めてきた。

こうした支援の成果もあり、被災地の開業率は、全国・全県の水準を上回るなど、産業の本格復興に向けた取り組みの成果が現れつつある。

特区的手法の先駆的な提案と実行

本県では、震災からの本格復興をめざした神戸エンタープライズゾーン構想や国際経済拠点構想の提案、産業集積条例の制定など、特区的手法を一貫して推進してきた。国による地域再生・構造改革特区構想の提案募集に際しても積極的に提案・申請を行い、現在までに被災地では、地域再生計画が18件、構造改革特別区域計画が14件認定されているが、引き続き新たな構想や、各計画区域における新たな特例措置等の実現に向けて取り組みを進める。

【被災地において認定された地域再生計画（区域にかかる市町）】

(ア)平成16年度認定（旧地域再生プログラムに基づく認定）

国際情報セキュリティ拠点創造計画(神戸市)、明舞団地再生計画(神戸市、明石市)、神戸観光再生計画(神戸市)、ひょうご・芸術文化あふれるまちづくり計画(西宮市)、阪神南地域 街中の賑わい再生計画(尼崎市、西宮市、芦屋市)、伊丹郷町再生計画(伊丹市)、市民との協働による歴史文化の香るまちづくり～三木中心市街地再生と市民融和～(三木市)、産学官連携による知的財産活用推進計画(全県)、ひょうご雇用創出計画(全県)

(イ)平成17年度以降の認定（地域再生法に基づく認定）

こうべ「健康を楽しむまちづくり」構想～安心で健やかな地域社会をめざして～(神戸市)
ものづくり「産業・キャリアサポート計画(尼崎市)、「食」による南淡路地域活性化計画(洲本市、南あわじ市)、南あわじふれあい共生のまち再生計画(南あわじ市)、淡路生穂の防災みなとまちづくり(淡路市)、「元気な洲本」循環型社会形成による地域の活性化(洲本市)、「淡路のウェルカム・シティ」再生計画(淡路市)、“五色共生の里づくり”プロジェクト(洲本市) 明石海峡・港いきいきプラン(淡路市)

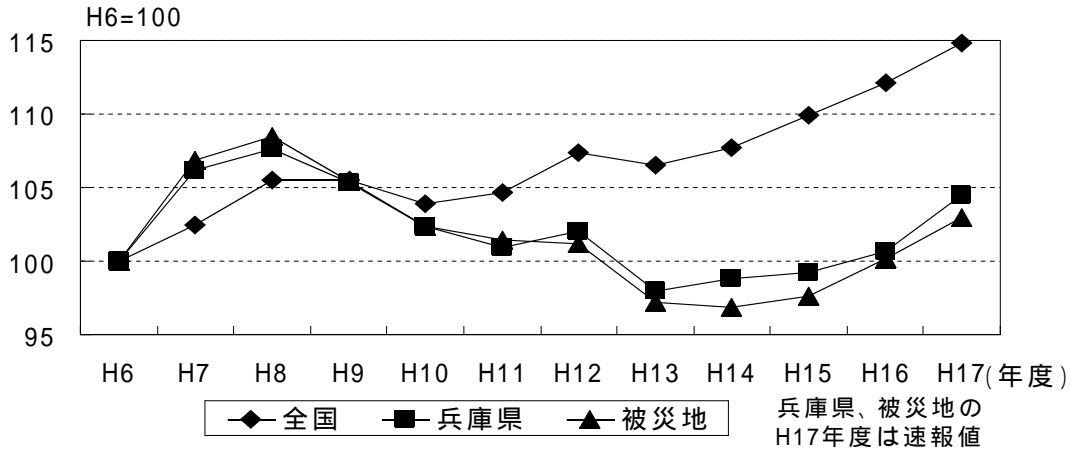
【被災地において認定された構造改革特別区域計画（区域にかかる市町）】

先端医療産業特区(神戸市)、国際みなと経済特区(神戸市)、国際経済特区(尼崎市、西宮市、芦屋市)、くにのみツリム特区(淡路島全域)、六甲有馬観光特区(神戸市)、人と自然との共生ゾーン特区(神戸市)、尼崎計算教育特区(尼崎市)、ものづくりのまち「あまがさき」再生特区(尼崎市) ひょうご阪神北地域有害鳥獣対策特区(伊丹市、宝塚市、川西市) 「読む・書く・話す・聞く」ことば文化都市伊丹地区(伊丹市) ひょうご狩猟免許取得推進特区(全県)、ひょうごIT人材育成特区(全県)、ITベンチャー育成特区(全県)、自然産業特区(全県)

ひょうご経済・雇用再生加速プログラムの推進

平成17年1月に策定した同プログラムに基づき、景気回復の裾野を拡げ、中小企業や県民の暮らしに活力を浸透するとともに、スピードを速めつつあるグローバル化、人口減少・少子高齢化等の変化に適応した強い産業、多参画型の就業を実現する。

【総生産（実質）】



（単位：億円、％）

区分	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
被災地	126,253 (100.0)	134,959 (106.9)	136,938 (108.5)	133,117 (105.4)	129,313 (102.4)	127,961 (101.4)	127,825 (101.2)	122,700 (97.2)	122,344 (96.9)	123,177 (97.6)	126,469 (100.2)	130,011 (103.0)
兵庫県	198,353 (100.0)	210,612 (106.2)	213,459 (107.6)	208,865 (105.3)	203,042 (102.4)	200,184 (100.9)	202,360 (102.0)	194,353 (98.0)	195,883 (98.8)	196,801 (99.2)	199,692 (100.7)	207,214 (104.5)
全国	4,708,880 (100.0)	4,827,495 (102.5)	4,989,038 (105.5)	4,988,772 (105.5)	4,894,381 (103.9)	4,930,487 (104.7)	5,066,219 (107.4)	5,016,175 (106.5)	5,070,149 (107.7)	5,176,992 (109.9)	5,278,561 (112.1)	5,404,421 (114.8)

県統計課「県民経済計算」「市町民経済計算」、内閣府「国民経済計算年報」

【鉱工業生産指数】

（平成6年=100）

区分	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
兵庫県	100.0	97.8	103.7	111.8	105.7	103.6	106.8	98.3	99.2	110.6	118.0	125.0	139.2
全国	100.0	103.2	105.6	109.4	101.9	102.2	108.0	100.6	99.4	102.6	108.2	109.4	114.7

県統計課「兵庫県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数年報」

【開業率】

（単位：％）

区分	兵庫県		全国
	被災地域	全県	
平成8年 11年	5.5	4.6	4.1
平成11年 13年	4.9	4.1	3.8
平成13年 16年	5.7	5.1	4.2

総務省「事業所・企業統計調査」

【観光入込客数】

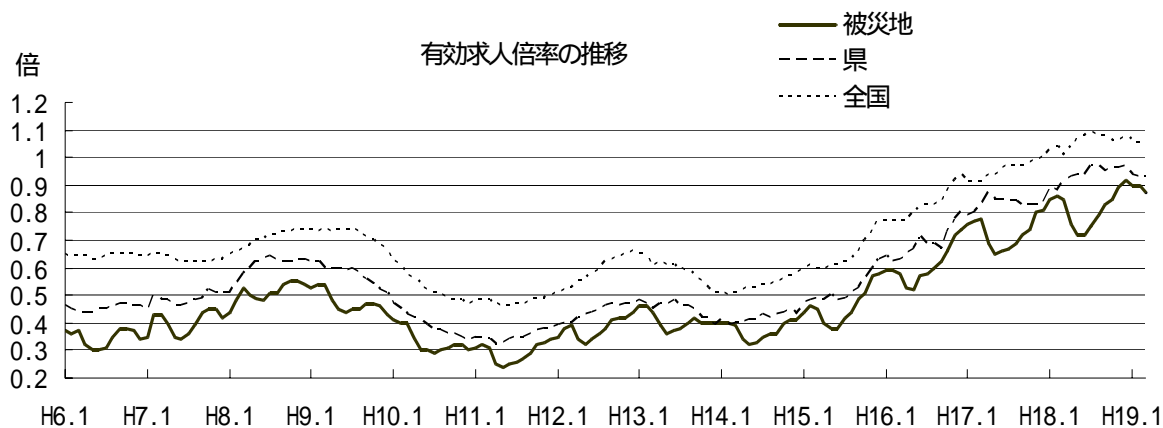
（単位：千人、％）

区分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
神戸市	27,500 (100)	21,600 (78.5)	12,280 (44.7)	21,130 (76.8)	22,710 (82.6)	25,130 (91.4)	26,310 (95.7)	25,250 (91.8)	27,670 (100.6)	27,128 (98.6)	28,226 (102.6)	29,566 (107.5)	28,808 (104.8)
阪神地域	28,901 (100)	27,722 (95.9)	22,033 (76.2)	25,821 (89.3)	26,686 (92.3)	27,607 (95.5)	27,878 (96.5)	28,361 (98.1)	27,837 (96.3)	29,178 (101.0)	26,992 (93.4)	26,622 (92.1)	27,441 (94.9)
三木・明石*	7,270 (100)	7,163 (98.5)	6,787 (93.4)	7,656 (105.3)	7,097 (97.6)	8,075 (111.1)	7,981 (109.8)	7,902 (108.7)	8,057 (110.8)	7,470 (102.8)	7,591 (104.4)	7,932 (109.1)	9,564 (131.6)
淡路地域	8,890 (100)	7,886 (88.7)	6,009 (67.6)	7,029 (79.1)	7,233 (81.4)	22,975 (258.4)	15,027 (169.0)	17,310 (194.7)	10,347 (116.4)	10,800 (121.5)	10,653 (119.8)	10,615 (119.4)	10,694 (120.3)
被災地計	72,561 (100)	64,371 (88.7)	47,109 (64.9)	61,636 (84.9)	63,726 (87.8)	83,787 (115.5)	77,196 (106.4)	78,823 (108.6)	73,911 (101.9)	74,576 (102.8)	73,462 (101.2)	74,735 (103.0)	76,507 (105.4)

県観光政策課「観光客動態調査」

* 三木市は平成17年10月24日に吉川町と合併

【有効求人倍率】



(単位：倍)

区 分	5年度	6年度	H7.1	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	H19.3
被災地	0.39	0.36	0.35	0.41	0.52	0.44	0.31	0.30	0.40	0.39	0.38	0.49	0.65	0.74	0.87
兵庫県	0.50	0.46	0.45	0.50	0.62	0.54	0.37	0.37	0.46	0.43	0.44	0.55	0.73	0.86	0.93
全 国	0.71	0.64	0.64	0.64	0.72	0.69	0.50	0.49	0.62	0.56	0.56	0.69	0.86	0.98	1.03

各年度の数値は全て原数値。直近の月末発表値については、全国及び兵庫県の数値は季節調整値、被災地の数値は原数値となっている。

4 震災の経験と教訓の発信

(1) 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」の開設

阪神・淡路大震災の経験や教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献するとともに、いのちの尊さや共生の大切さなどを世界に発信するため、平成14年4月に「防災未来館」、平成15年4月26日に「ひと未来館」を開設した。

館内展示や、人材育成、災害専門家の派遣、調査研究といったセンターの活動を積極的に展開するとともに、「ひと未来館」に入居する国際的防災関係機関等と連携し、国際防災・人道支援拠点機能の強化を図っていく。

(場所) 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

(規模) 地上7階地下1階、延床面積18,400㎡

(防災未来館-8,200㎡、ひと未来館-10,200㎡)

(機能) 大震災にかかる資料等の収集・保存・展示

いのちの尊さと、共に生きることの素晴らしさの発信

災害対策にかかる実戦的な人材の育成及び災害専門家の派遣

災害対策に関する実戦面を重視した総合的な調査研究

国内外の防災関係機関等との交流ネットワーク

(観覧者数) 520,016人(平成18年度)

(2) 被災者住宅再建支援制度の推進

震災の教訓から地震等自然災害による被災者の復興を進めるためには、生活再建と住宅再建の新たな制度が不可欠であるとの考えのもと、被災10市10町等とともに「総合的国民安心システム」を提唱(平成9年4月)した。

このうち、生活再建については平成10年5月に「被災者生活再建支援法」として実現するとともに、住宅再建支援制度についても、平成16年3月に被災者生活再建支援法が改正され、公的な支援制度として、解体撤去費・整地費、ローン関係経費等を支援対象とする居住安定支援制度が創設された。

しかし、この制度では、住宅建築費本体や、小規模災害、全壊住宅の補修が支援対象にならないほか、年収・年齢要件などに課題があることから、県独自の補完・上乘せ措置を実施するとともに、被害の実態に応じた制度の改善を国等に働きかけている。

一方、公的な住宅再建支援制度のみでは、支給水準や支給対象などの点において限界があることから、住宅所有者間の相互扶助を基本とする共済制度について、平成15年5月に「兵庫県被災者住宅再建支援制度調査会」を設けて検討を行ってきた。同調査会の最終報告（平成17年1月）を踏まえ、平成17年3月に「兵庫県住宅再建共済制度」条例を制定し、9月から県独自の住宅再建共済制度がスタートした。

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の概要

- 1．加入対象者 県内に住宅を所有している者
- 2．対象災害 異常な自然現象により生じる全ての災害
(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火 等)
- 3．負担と給付
 - ・住宅所有者が任意に加入し、平常時に共済負担金を支払うことで、被災時の住宅再建の際に共済給付金を受け取るしくみ
 - ・共済負担金 年額5,000円（加入初年度は月額500円（上限5,000円））
 - * 3年分以上の共済負担金を一括支払する場合に割引あり
 - ・共済給付金 自然災害により半壊以上の被害を受け、

住宅を再建・購入する場合	600万円
住宅を補修する場合	全壊 200万円
	大規模半壊 100万円
	半壊 50万円
以外で居住を確保した場合	10万円
- 4．加入戸数 105,119戸（加入率 5.9%）(平成19年3月31日現在)

(3) 震災10周年記念事業の実施

震災10周年を一つの節目として、国内外からの支援に対する感謝の表明や、震災で学んだ経験と教訓、復興の過程で芽生えた先導的な取り組み等を広く発信するため、県・被災市町・団体・企業等が連携を図りながら、「1・17は忘れない」をテーマに、平成16年4月～18年3月の期間で多彩な記念事業を展開した。

記念事業の推進を図るため、県・被災市町・関係団体等からなる阪神・淡路大震災記念事業推進会議を設立し、事業実施の呼びかけや、事業助成などのバックアップを行った。

(4) 阪神・淡路大震災10周年のつどい

震災10周年の節目となる平成17年1月17日に、「阪神・淡路大震災10周年のつどい」として、震災犠牲者の方々への追悼と、未来に向けて力強く歩む決意を内外に発信するため、県公館、神戸東部新都心の2会場で追悼式典を一体的に開催した。

これに併せて、緊急時の避難路となる山手幹線とともに歩き、大震災時の追体験を行うことにより、風化しがちな防災意識を新たにするとともに、1.17を忘れず、語り継いでいくことをねらいとして「1.17ひょうごメモリアルウォーク」を実施し、合計で6,100名を超える参加があった。

(5) 「ひょうご安全の日」の推進

震災の経験と教訓を継承するとともに、いつまでも変わることなく、安全で安心な社会づくりを期する日として、1月17日を「ひょうご安全の日」として条例で定めた（平成17年4月1日施行）。この条例の趣旨を踏まえ、県及び県民、民間団体、事業者、関係行政機関等で構成する「ひょうご安全の日推進県民会議」（平成17年7月設立）が中心となり、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、「1.17は忘れない」ための取り組みを広く県民の参画のもとに実施している。

また、その一環として、平成19年度から防災力強化県民運動（ひょうご防災アクション（2007～2009））を実施する。

防災力強化県民運動の推進 - ひょうご防災アクション（2007～2009） -

1. 趣旨

県民の防災意識の更なる向上を図るため、「ひょうご安全の日推進県民会議」が主体となり、地域団体、企業等を含む県民及び行政が生命・財産を守る行動を実践する「防災力強化県民運動 - ひょうご防災アクション（2007～2009） - 」を展開する。

2. 事業内容案

(1) 県民向け活動ガイドンスの作成

「ひょうご安全の日推進県民会議」の提唱により運動を推進し、県民による防災の取り組みを促進し防災力の向上を図るための具体的な取り組みのガイドンスを作成・配布する。

(2) 防災総参加県民運動大会の開催

県民運動に参加する団体・県民等が一堂に会し、先進事例の発表、情報交換等を行い、防災意識の高揚・活動促進を図る。

(3) 防災力強化推進会議の設置

県及び市町における事業展開を促進するため、行政による推進会議を設置し連携体制を強化する。

復興フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 阪神・淡路大震災復興フォローアップの円滑かつ効果的な推進を図るため、「復興フォローアップ委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災復興の現状と課題等の分析に関する事
- (2) 高齢者自立支援及びまちのにぎわいづくりに向けた提言の策定に関する事
- (3) その他復興施策の推進にあたって必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会にフォローアップ委員会(以下「本委員会」という。) 専門委員会及び顧問を置く。

2 本委員会及び専門委員会は別表1から別表3に掲げる委員で組織する。

3 顧問は、別表4に掲げる委員をもって充てる。

(本委員会)

第4条 本委員会に、座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、委員のうちから副座長を指名する。

4 座長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

5 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本委員会の会議は、座長が招集する。ただし、第1回本委員会の招集については、兵庫県まちづくり復興担当部長が招集する。

2 座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門委員会)

第6条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は、専門委員会に属する委員のうちから、座長が指名する。

3 委員長の職務及び専門委員会の会議については、第4条第4項から第5項及び第5条の規定を準用する。

(謝金)

第7条 委員(大学教育職以外の県・市町の職員を除く。)が会議その他の委員会の職務に従事したとき及び座長等が出席を求めた外部の専門家等が会議に出席したとき、並びに委員会の目的に付随してヒアリング等を実施した者には、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が会議その他委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したとき、及び座長等が出席を求めた外部の専門家等が会議に出席したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、兵庫県県土整備部復興局復興推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年6月14日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 フォローアップ委員会（本委員会）

氏名	所属・職
磯辺 康子	神戸新聞社編集委員
市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
梶本日出夫	神戸市副市長
加藤 恵正	兵庫県立大学教授
角野 幸博	関西学院大学教授
河野 昌弘	西宮市副市長
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
立木 茂雄	同志社大学教授
地主 敏樹	神戸大学大学院教授
野崎 隆一	神戸まちづくり研究所理事
牧 紀男	京都大学防災研究所准教授
松原 一郎	関西大学教授
室崎 益輝	総務省消防庁消防研究センター所長
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員

別表2 高齢者自立支援専門委員会

氏名	所属・職
市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
河合由紀子	わ・輪・Wa 尼崎代表
神崎 初美	兵庫県立大学地域ケア開発研究所准教授
佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局次長
立木 茂雄	同志社大学教授
谷澤 義弘	兵庫県医師会常任理事
松原 一郎	関西大学教授
室崎 千重	県立福祉のまちづくり工学研究所特別研究員
山添 令子	コープこうべ生活文化・福祉部統括部長

別表3 まちのにぎわいづくり専門委員会

氏名	所属・職
東 朋治	(株)神戸ながたティ・エム・オー総括マネージャー
大西 研	西宮商工会議所事務局長
加藤 恵正	兵庫県立大学教授
角野 幸博	関西学院大学教授
小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
濱田 恵三	ジア・デザイン神戸所長
樋口 信子	樋口都市設計代表
古川 潤	(株)ラジオ関西代表取締役社長
森崎 清登	近畿タクシー(株)代表取締役社長

別表4 顧問

氏名	所属・職
新野幸次郎	神戸都市問題研究所理事長
野尻 武敏	ひょうご震災記念21世紀研究機構会長